

### 第3回

## 放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取 議事録

1. 日 時 令和2年12月17日(木) 14:00～17:59

2. 場 所 原子力規制委員会 13階 会議室A

### 3. 出席者

#### 原子力規制庁

宮本 久	放射線規制部門	安全規制管理官 (放射線規制担当)
鶴園 孝夫	放射線規制部門	安全管理調査官 (放射線安全担当)
宮脇 豊	放射線規制部門	安全管理調査官 (放射線安全担当)
笠原 無限	放射線規制部門	上席放射線安全審査官
星 孝行	放射線規制部門	放射線規制専門職
立部 洋介	放射線規制部門	放射線検査官

#### 被規制者の関係団体 (順不同)

松井 真	公益社団法人日本アイソトープ協会
田中 鐘信	公益社団法人日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会
萩原 雅之	大学等放射線施設協議会
桧垣 正吾	一般社団法人日本放射線安全管理学会
伊藤 伸一	四病院団体協議会
谷 正司	公益社団法人日本放射線技術学会
堀田 雅雄	一般社団法人日本非破壊検査工業会
中村 壮一	日本放射性医薬品協会
市川 達也	放射線照射工業連絡協議会
東 大輔	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
金森 賢司	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
壽藤 紀道	個人線量測定機関協議会
亀田 周二	一般社団法人日本電気計測器工業会

#### 4. 議 題

- (1) 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案に関する意見聴取について
- (2) 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド（第4章第2節測定）に関する意見聴取について
- (3) 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド（第4章第2節測定以外）に関する意見聴取について
- (4) 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイドに関する意見聴取について

#### 5. 配付資料

議事日程

出席者一覧

- |     |  |
|-----|--|
| 資料1 | 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案【公開の意見聴取（第3回）用資料】                      |
| 資料2 | 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】                                 |
| 資料3 | 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】          |
| 資料4 | 「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等             |
| 資料5 | 「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」の第4章第2節測定に関する意見等               |
| 資料6 | 「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」の第4章第2節測定以外に関する意見等             |
| 資料7 | 「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等 |

## 議事

○鶴園安全管理調査官 では、定刻になりましたので、第3回の放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取を、これから開催してまいりたいと存じます。

早速ですが、出席者のまずは御紹介といったところから始めてまいりたいと思います。

議事次第のところの、出席者一覧の順に沿って紹介させていただきます。

まずは、被規制者の関係団体でございますけれども、日本アイソトープ協会、松井さんでございます。

○松井氏 日本アイソトープ協会の松井でございます。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしく願いいたします。

続きまして、同じく日本アイソトープ協会の放射線安全取扱部会の田中さんでございます。聞こえますでしょうか。

田中さん、聞こえますでしょうか。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

田中様、マイクのミュートを解除していただけますでしょうか。

○宮本安全規制管理官 田中さん、聞こえていれば、ちょっと手で合図してもらえますか。

○鶴園安全管理調査官 すみません、音声の一部、よろしくないようですので、ちょっと先の方々を御紹介をさせていただきます。

続きまして、お三方目でございますが、大学等放射線施設協議会の萩原さんでございます。

○萩原氏 大学等放射線施設協議会の萩原と申します。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしく願いいたします。

続きまして、日本放射線安全管理学会の桧垣さんでございます。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会理事の桧垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしく願いいたします。

続きまして、四病院団体協議会の伊藤さんでございます。

○伊藤氏 四病院団体協議会の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしく願いいたします。

続きまして、日本放射線技術学会の谷さんでございます。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしくどうぞ。

続きまして、日本非破壊検査工業会の堀田さんでございます。

○堀田氏 日本非破壊検査工業会の堀田と申します。よろしくお願ひいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしくお願ひします。

続きまして、日本放射性医薬品協会の中村さんでございます。

○中村氏 日本放射性医薬品協会の中村です。よろしくお願ひします。

○鶴園安全管理調査官 よろしくお願ひします。

続きまして、放射線照射工業連絡協議会の市川さんでございます。

○市川氏 放射線照射工業連絡協議会の市川です。よろしくお願ひいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしくどうぞ。

続きまして、日本原子力研究開発機構の東さんです。

○東氏 原子力機構の東といいます。本日はよろしくお願ひします。

○鶴園安全管理調査官 よろしくお願ひします。

続きまして、量子科学技術研究開発機構の金森さんです。

○金森氏 量研機構の金森です。よろしくお願ひいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしくお願ひします。

さらに続きまして、個人線量測定機関協議会の壽藤さんです。

○壽藤氏 個人線量測定機関協議会の壽藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしくお願ひします。

最後に、日本電気計測器工業会の亀田さんでございます。

○亀田氏 日本電気計測器工業会の亀田です。よろしくお願ひします。

元に戻りまして、2番目の日本アイソトープ協会の放射線安全取扱部会の田中さん、聞こえますでしょうか。聞こえませんかでしょうか。

○田中氏 失礼いたしました。ミュートにしておりました。

放射線安全取扱部会の田中です。

私からの音声はきれいに聞こえておりますでしょうか。

○鶴園安全管理調査官 今、こちらのほうに聞こえております。よろしくお願ひします。

本日の、各団体からの出席者は以上でございます。

当庁側の出席者をまず、紹介をまいります。

まずは、席の真ん中に座っていますが、管理官の宮本でございます。

○宮本安全規制管理官 宮本です。よろしくお願いします。

○鶴園安全管理調査官 その向こうに座っておりますのが、安全管理調査官の宮脇でございます。

○宮脇安全管理調査官 宮脇でございます。よろしくお願いします。

○鶴園安全管理調査官 前列、今、私、しゃべっておりますのが、安全管理調査官の鶴園でございます。

○笠原上席放射線安全審査官 後方、今、お話ししているのが、笠原でございます。よろしくお願いします。

○星放射線規制専門職 私、星と申します。よろしくお願いいたします。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日、資料1から7までになっておりまして、資料1、2、3に関しましては、既に公表していますところの我々のガイド案でございまして、本日、各団体から頂戴して下さる御意見と申しますのは、資料4から4、5、6、7という形になってございます。ネットのほうにも、こちらのほうはアップしておるところでございます。

続きまして、本ウェブ会議のシステム上の注意点を二、三、申し上げたいかと思っております。

これは、速記録などとの関係での留意点でございます。ウェブ会議システムによりまして意見聴取になりますので、マイクは発言時のときのみオンにさせていただいて、発言を希望される場合に手を振っていただくなりをして、指名された方は、所属及び氏名を述べていただいと申すという形で御発言をよろしくお願いします。

会の進行につきましての注意を二、三、申し上げたいと思っております。限られた時間の中で活発な意見交換を行うために、配付資料を事前配付させていただきまして、多くの団体から事前に、書面による意見を頂戴しているところであります。それを踏まえまして、事務局のほうから、資料番号順、資料4から7につきまして、書面で意見提出されているもののうち、本日回答可能な限りにおいて、一つ一つ回答はさせていただきますが、ただ、意見を取り入れますというものに関しましては、時間の制約もありますので、原則、説明は割愛というような形になっていきまして、原案のとおりと申すというものに関しては、やや丁寧に理由のところを説明させていただくというような形での進行になろうかと思っております。

続きまして、書面で意見を出していただいた団体におきましては、追加的な意見がある

場合は口頭で述べることもできますが、これに対しても、当庁から可能な範囲で回答をさせていただくということで、書面で意見をいただいた団体をまず先にやりまして、続きまして、書面による意見を出していない団体に関しても、補足的に、追加的に何か御質問等、御意見等といったものがあるかどうかというものを、こちらのほうから確認させていただくという、そういう順序でやっていきたいかと思えます。

そのような順序で、資料4、5、6、7といったところを進めていくというような形で、各資料につき、一つの資料当たり大体45分程度の時間配分で、書面で意見をいただいた団体への回答と、書面提出のなかった団体への確認を含めて、1資料当たり大体45分ぐらいというようなところを目安で考えておるところでございますので、御理解くださいといったところでは。

なお、本日、個人線量測定機関協議会と日本電気計測器工業会につきましては、資料4と5のみの参加で、それ以降のところについては退席されるということですので、御了解ください。

意見の取扱いについてのお話でございますが、前回の意見聴取のときと同様、書面で頂戴したのものも、今回口頭でやり取りした意見といったものも、意見は意見として、同様の扱いとさせていただきまして、本日この場で御質問、意見等に関して回答できなかったもの、しなかったものというのがあった場合は、そういった意見に関しましては、最終案を取りまとめたものを原子力規制委員会に諮る時点までに、取り込みの可否といったものを検討してまいるとそういう形の流れにしていきたいかというふうに考えております。

本日の進め方については、以上でございます。

では、続きまして各議題、本題のほうに入っていきたいと思えます。

まずは、議題の1、予防規程案の意見聴取のところについてでございます。概ね45分ぐらいで、よろしくどうぞ。

○立部放射線検査官 本議題の進行を務めます、原子力規制庁の立部でございます。議題に入る前にちょっと1点、確認させていただきます。

日本アイソトープ協会の放射線安全取扱部会、田中様、こちらに映像が届いていないんですけども、こちらの音声のほうは、しっかり届いていますでしょうか。御発言をお願いいたします。

○田中氏 放射線安全取扱部会の田中です。

失礼しました。ビデオ、今、届いていませんでしょうか。音声は聞こえております。

○立部放射線検査官 分かりました。今、映像が届いていない状態ですが、音声が届いているようでしたら、このまま進めさせていただきたいと思います。

○田中氏 はい。

○立部放射線検査官 それでは、議題1の放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案に関する意見聴取といたしまして、資料1のガイドの一部改正案に対して、各団体から事前にいただいた御意見を、資料4のほうに取りまとめさせていただいておりますので、資料4に基づき、進めさせていただきたいと思います。

それでは、資料4の掲載順に進めさせていただきたいと思いますので、まずは、日本アイソトープ協会からいただいた御意見に対する回答を御説明させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

それでは、今、御案内のとおり資料のまず一番目、日本アイソトープ協会の御意見、1番でございます。改正前のガイド6-3)に示していた、「測定をすることが著しく困難で、計算によって算出する場合」ということについての記述が、改正案になくなってしまっている。また、計算評価を行う際は、放射線測定器に係る点検及び校正は不要である旨を示してはどうかという御意見です。

こちらに対しましては、まず前段のほうでございますが、改正後のガイド案、6-3)には、特定の測定方法、こちらでいいますと計算評価による方法が該当しますが、こちらを特記して示す表現ぶり、従来の表現ぶりを改めまして、より一般的で分かりやすい説明といたしまして、測定の方法を定めるというふうにした上で、6-5)では、その他必要な事項を規定することということで、測定のやり方にもいろいろございますので、6-5)のところが必要などころを補足的に定めてくださいというガイドを示すということで、修正をさせていただいたものでございます。

また、後段のほうの御意見でございますが、計算評価を行う場合にあっては、その過程において、放射線測定器を用いる場合、例えば、放射線測定器による測定値を計算評価に用いる場合というケースも想定されることから、一律に計算評価の場合には点検、校正が必要ないということではないかと思っておりますので、そういった御意見の旨は、本ガイドに示すことは適当ではないという判断から、原案のとおりという形で整理させていただきました。

続きまして、2番の御意見です。7ページ、別紙の2のタイトルについての御意見と理解いたしました。こちらは、資料のほう右側に示すように、当方の対応は、こちらの資料に

示したとおりというふうにさせていただきます。

続きまして、3番の御意見です。3番は機能確認の位置づけについての説明ぶりについての御意見ということで理解いたしました。こちらのほうも当方の対応は、資料に示すとおりとさせていただきますと思ってございます。

続きまして、4番でございます。4番は9ページ、別紙の2-4の脚注6、番号を付しているところでございますが、こちらについての御意見です。こちらにつきましても、当方の対応は資料に示すとおりという形にさせていただこうと思ってございます。

それから、5番でございます。ガイド案に示した「実施計画は5年以内とすべきである」ということは適当でないという御意見です。こちらにつきましては、放射線測定器の校正及び点検に係る実施計画の評価に当たっては、当該放射線測定器を用いて実施した測定の記録も必要と考えられることから、それらの保存期間を考慮して、実施計画のスペンは最長でも、おおむね4年ないし5年以内とすべきということの目安をガイドとしてお示ししたものでございます。したがって、こちらのほうは原案のとおりということで整理をさせていただきました。

続いて、6番の御意見でございます。ガイド案に示した「校正を実施しなかった場合には、その旨を記帳する」と示したことにつきまして、これは記帳義務はないことではないかという御意見と理解いたしました。

当方の対応といたしましては、資料に示したとおりでございますが、ちょっと補足させていただきますと、御意見にございました、例えば、20条第4項第5号の2とございますのは、20mSvを超えて被ばくした人の場合に記録を作ることなので、このような場合ですと、そういう方がいらっしゃらない場合は記録がないのは当然、作っていないのは当然ということになります。例えばその一方で、使用の帳簿がないといったような局面、そういった事態に直面した場合には、帳簿をつけていなかったのか、あるいは単に使用実績がなかったのか、直ちに識別というのでしょうか、区別がつかない場合もあることから、そういった観点からこちらのほうですね、例えば点検及び校正というものも、実績がなかったものについては「なかった」と記録したほうがよいのではないかということの意味合いで、こちらのほうをお示しさせていただいているというものでございます。

続きまして、7番の意見でございます。こちらは11ページ、別紙の図において、「○」と「◎」の書分けは不要なのではないかという御意見です。

こちらについての対応は、資料にお示したとおりということで、整理をさせていただきます。



きました。

続きまして、8番の御意見です。8番は本ガイドの記載への御意見ではないものという形で整理をいたしまして、右側にお示ししているとおりでございますが、なお、こちら、回答は示してございませんが、御意見の御理解は、我々が例示しているものの内容とは異なるものでございますので、資料のほうをよく御覧いただいて、御理解いただきたいというふうに思います。

それから、続いて9番でございますが、9番は13ページの別表3のCについてですね。これ、「規則20条の校正」として適用できるもの」としているのは、表現ぶりとしておかしいのではないのか」という御意見に受け止めました。

こちらのほうにつきましては、当方の資料に示すとおりでの整理という形で、原案のとおりとさせていただきます。

取り急ぎ、RI協会からいただいた御意見につきましては、以上でございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本アイソトープ協会の松井さんのほうから、追加で何かございますでしょうか。

○松井氏 日本アイソトープ協会の松井でございます

御説明ありがとうございました。特に意見はございません。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ありがとうございました。

ほかの団体の皆様から、今回、アイソトープ協会さんからいただいた御質問に関して、何か補足的なコメントがある方は、いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

四病院団体協議会の伊藤様、お願いいたします。

○伊藤氏 恐れ入ります。ちょっと教えていただきたいのでお尋ねしますが、3ページの6-3)のところでございます。これに関しては、内部被ばくによる線量が測定の方法となつて、御説明いただいたように、「測定することが著しく困難である場合には、計算によって」というこの文章がなくなって、次の6-5)のところ、「その他必要な事項を規定する」ということになっておりますが、これは臨床の現場の各病院からしますと、内部被ばくを計算以外の方法で求めるというのは非常に難しい、困難なことがございますので、それが将来的に実測でなければならんというような方向性があるのかないのかを、ちょっと教えていただきたいんですが。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇でございます。

こちらは、予防規程で定めていただくべきことの項目を整理しているということでございますので、測定のやり方というのは、規則で御案内のとおりでございますので、著しく困難な場合には計算評価でできると、その規定内容も運用も、全く今後とも変更する予定は特にございませぬ。

したがいまして、これを機会に、今まで計算評価をやっていたところをなるべく実測に寄せるとか、そういうことを意図したものではありませんので、そのように御理解いただければと思います。

以上です。

○伊藤氏 分かりました。ありがとうございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほかの皆様からよろしければ、次に移りたいと思います。

日本電気計測器工業会様お願いします。

○亀田氏 日本電気計測器工業会の亀田と申します。

先ほど、日本アイソトープ協会様から質問があった、番号9番の別表3のCに対する御質問に対しての回答で、「放射線測定器に係るJISであり、複数の試験方法が示されているものがあることから」というふうな書き方をされていまして、JISだけ見ますと、各測定器に対しての試験方法というのは、校正以外の試験方法も当然、たくさん載っているものですから、実際にユーザーの方が見られたときに、どの試験方法を採用すればいいのか、校正に係る場合には、どこまでその試験方法をやらないといけないのか、という認識を持たれることがあるかと思っておりますので、その内容について、もう少々具体的に記載していただければと思います。

以上です。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇でございます。

御意見いただきましてありがとうございます。ただ、ちょっとなかなかJISの規格の内容は多岐にわたりますので、この表の中でどう表したらいいのか、こちらを記載した趣旨といいますのは、まさに御指摘のとおり、JISには多分にいろんな試験方法というのが書いてございまして、その測定器の出荷時の検査とか、そういったようなものも全部校正なのかということだったので、そこまではちょっと、細かく例示できなかったものですから、その中から、いわゆるユーザーの方々が、校正方法として適用できる試験方法を抜き出し

てといひましようか、選んで、それを適用してくれればいいと。いろいろな試験方法があるので、ということをお示ししたかったものでございまして、もう少しよろしい、こういう書きぶりをする、もうちょっと製造者向けではなくて、ユーザー向けのものだよというように、分かりやすくなるよという表現があれば、また後日、後刻でも結構でございますので、御教示いただけますと大変ありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○亀田氏 ありがとうございます。改めてまた、お話をさせていただきたいと思っております。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

それでは、次の団体からいただいた質問に移りたいと思っております。

資料4の4ページ、日本アイソトープ協会、放射線安全取扱部会からいただいた御意見について、回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

安全取扱部会からの1番の御意見でございます。これは7ページ、1-2において「100マイクロシーベルトを超えるおそれのある一時的立入者と、そうでない一時立入者の両者について示しているけれども、記載ぶりが分かりにくい」という御意見と理解いたしました。

対応につきましては、この資料の右側に示すとおりでございます。

また、関連いたしまして、2番でございますけれども、2番の御意見もやはり同じく、7ページの1-2について、「100マイクロシーベルトを超えるおそれのない一時立入者について測定を求めるのはおかしいのではないか」という御意見と理解いたしました。

こちら、右側に私どもがお示ししておりますように、そういった考え方を示したものではありませんということなのですが、やはり1番と2番の御意見からしますと、行き着きますところが、1-2の段落、3段落で、三部構成で構成しているのですが、この示している内容が分かりにくいという御意見というふうに理解いたしましたので、こちらの段落の構成を見直して、分かりやすくなるようにしたいというふうに思っております。

これは、別の団体の方からも、ちょっと趣旨は違うのですが、「やはりこのところが分かりにくい、あるいは削除しては」という意見をいただいております。私どもが考えておりますのは、今、私が申し上げましたように、三部構成と申し上げましたのは、まず100マイクロシーベルトを超える一時的立入者については、しっかりそれに用いる放射線測定器は点検、校正をやってください、ただ、そういう方々は、あまりいらっやしませんよねというのが第2段落、要するに、これで一時立入者の方々に使う測定器を、すべか

らく点検、校正しないといけないのじゃないかと、皆さん誤解されるのではないかと  
ので、規程上はそういう方がいらっしゃる場合には必要だよと。ただし、あまりそういう  
ケースは少ないですよということを2段落目で展開した上で、さらに3段落目では、100  
マイクロシーベルトを超えない一時的立入者について、皆さん、現場の実務上の管理にお  
いては、ポケット線量計とか、いろいろな測定器を使われているという現状も踏まえて、  
それに対する考え方、それを三部構成でお示したもののなのですが、どうも取りまとめ  
の仕方がよろしくなかったような、あまり我々の意図した意図が伝わっていなかったよう  
なので、この構成はちょっと見直したいというふうに思っていますが、ぜひ、「いや、  
実はここは自明のところだからいらない、三部構成としなくていいんだ」というような  
ことの御意見もございましたらば、後ほどで結構でございますので、その旨をお知らせい  
ただけたらというふうに思っています。

それでは、先に参りまして、3番でございます。3番につきましては、こちらにお示し  
あるような御理解を示されておりますが、私どもは、いただきました御意見によりまして、  
特に本ガイド案について修正すべきところはないのかなということなので、原案のとおり  
と整理させていただきました。

4番につきましても、同様でございます。

安全取扱部会につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、放射線安全取扱部会、田中様のほうから、何か追加  
的なコメントはございますでしょうか。

○田中氏 御回答、ありがとうございます。放射線安全取扱部会の田中です。

3番、4番につきまして、「100マイクロシーベルトを超えるおそれのある一時立入者は、  
点検や校正を毎年、行わなければいけない」ということは、変わりがないということ  
でしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇でございます。

こちらのほうは、毎年ということではないのですが、点検は当然、毎年行っていただ  
くという前提において、校正はそれぞれ、こちらのガイドにお示したような、必要とさ  
れる、目的は明らかなんだろうけれども、対象、精度、そういったものを考慮してやっ  
ていただくと。当然、放射線測定器の種類に応じてということでございますので、単一的  
にどうしなければならないということでは、特にございません。

○田中氏 その点検のほうは、事業所ごとの、需要や裁量に任せると認識してよろしいでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 はい。一応そういうことを、我々、意図して、こちらのほうで明示しているつもりでございます。

○田中氏 承知いたしました。ありがとうございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほかの団体の方から追加的なコメントがあれば、挙手のほうをお願いいたします。

ないようですので、次の団体からの御意見に移りたいと思います。

資料4の6ページ、大学等放射線施設協議会からいただいた御意見に関する回答でございます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

いただいた御意見は一つでございます。私ども、いただいた御意見、必ずしも趣旨は明らかではなかったんですけれども、いただいた御意見によりまして、本ガイド案につきましては、特に修正すべき部分はないというふうに整理をさせていただきました。

なお、測定の信頼性確保の義務付けにつきましては、これまで、放射線測定器の点検及び校正を適切に実施してこれなかった許可届出使用者等にとりましては、いわゆる規制強化ということになるかと思いますが、適切に実施してきていただいた許可届出使用者等は、これまでの対応とは変わらない、これまでの対応を引き続き実施していただくということになるかというふうに、私ども、考えているところでございます。

回答は以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 こちらからの回答を踏まえまして、大学等放射線施設協議会、萩原様のほうから、何か追加的なコメントがあればお願いいたします。

○萩原氏 大学等放射線施設協議会の萩原と申します。御回答ありがとうございます。

先ほどの、日本アイソトープ協会様のときの質疑とも重なるんですけども、私のほうで言いたかったのは、やっぱりJISでやりなさいと言われたときに、どの項目までやらなきゃいけないのかというのが、ちょっとはっきりしていないと。

JISというのは、基本的に工業規格であって、売るときのものだけではありませんで、必ずしも校正にとって、必要なものだけではなくて、もっと幅広い試験がJISには書かれているので、そこら辺の記載を例えば、JIS準拠とか、少しモデレートしていただけないかという希望です。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇でございます。御意見いただきましてありがとうございます。

先ほどの議論の繰返しになってしまいますが、そういった趣旨も踏まえて、私どもは、先ほどの別表のCの中では、JISの中から校正として適用できるということを意図して、記載したつもりでございますけれども、もうちょっといい書きぶり、示し方があるぞということであれば、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○萩原氏 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

私からは以上です。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

他の団体の方で、追加的なコメントがある方は挙手をお願いいたします。

ないようですので、次の団体からの御意見に移りたいと思います。

資料4の次、7ページでございます。日本放射線安全管理学会からいただいた御意見について、回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁の宮脇でございます。

まず、いただいた御意見の1番から3番につきましては、資料右側に示すように、私ども、整理をさせていただきました。

それから、御意見の4番でございます。4番は、14ページ、別紙の別表4につきまして、一般的な例示とするには、オートウェルガンマカウンタが欠落しているのではないのかと。もっと一般的な測定器を示したらどうかという御意見と理解いたしました。

対応につきましては、資料の右側に示したとおりなんですが、こちら先ほどと関連いたしまして、いただいた御意見では、例えば今、こちら、ゲルマ（Ge半導体検出器）とか載っているのですが、ゲルマ（Ge半導体検出器）というのは、高級な機械なので、むしろ削除したほうがいいのかという御趣旨も含まれているのか、あるいは、全面的に見直せという趣旨なのか、御紹介いただいたオートウェルガンマカウンタを追加すればいいのかと。

それですみません、オートウェルガンマカウンタというのが、私もちょっと不勉強で、これをどう、そのまま書き表していいものなのか、例えば、NaIのシンチレーション式測定器だという見立てで、この表に入ればいいのか、ちょっとその辺、どう直していくのかといったところの補足を、後ほどで結構ですので、いただければありがたいかと、その

ように考えておるところでございます。

それから、先に参りまして、5番の御意見でございます。5番の御意見は、ガイド案の別紙の位置づけについての御意見というふうに理解いたしました。

このガイド案の別紙は、ガイド案にもお示しのところでございますが、例えば、このガイド案の1ポツの本ガイドの位置づけについてといったところに示してございまして、ちょっと御紹介いたしますと、「本ガイドは、予防規程に定めるべき記載事項について明確にするとともに、規則第21条第1項第6号に関し、別紙において、規則第20条における測定の信頼性確保の考え方を示すものである」という形に、こちらのほうにお示ししているものでございまして、したがって、こちらの構成につきましては、原案のとおりというふうに整理させていただきました。

続いて、6番の御意見です。こちらは、先ほどの安全取扱部会の1番の御意見と同じという形で整理をさせていただきました。

続いて、7番、こちらにつきましても、先ほどのRI協会の6番と同じということで整理をさせていただきました。

安全管理学会は以上でございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本放射線安全管理学会、桧垣様から何か追加的な御意見がありましたらお願いいたします。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣です。

御説明、ありがとうございました。追加はございませんけれども、先ほど御説明いただきました4番でございます。

4番は、私どもの意見で、「オートウェルガンマのほうが、より一般的だ」というような例示を差し上げましたけれども、そのほかの測定器につきましても、より一般的なものが網羅できるように、我々学会としても案を出す協力をするということを考えていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

以上です。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

どうもありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いをいたします。

○立部放射線検査官 ほかの団体の方から、何か追加的なコメントがありましたら、挙手のほう、お願いいたします。

ないようですので、次の団体からいただいた御意見に移りたいと思います。

資料4の9ページ、日本放射線技術学会からいただいた御意見について回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

まず、1番でございます。1番は3ページ、6-2)の②について、測定を外部に委託する場合には、ガイド案で示す事項は予防規程に規定することは難しいのではないのかという御意見と理解いたしました。こちらは、もう御案内かもしれませんが、測定を外部に委託する場合にあっても、測定に用いる放射線測定器ごとに点検及び校正、及びその方法並びに組合せということにつきましては、規定ぶりはいろいろあるかと思えますけれども、放射線障害予防規程に規定していただく必要があるというふうに考えてございます。

なお、委託業者側の文書を保管することでよいかという御意見をいただいておりますけれども、こちらの内容は必ずしも明確ではございませんが、こちらのほうは、予防規程に規定すべき事項を示しているのです、相手側から記録をもらっておけばよいのか、ということでは、議論がかみ合わないというか、お考えがずれているかと思えますので、こちらのほうでは、業者の文書を保管することで、足りるか足りないかということではなくて、外部に委託する場合にあっても、それに関する必要なことは予防規程にあらかじめ決めておいていただく必要があるということで、したがって、こちらは原案のとおりというふうに整理させていただきました。

それから2番の御意見でございます。2番の御意見は、3ページ、6-3)の①について、こちらでも上記1番と同様に、予防規程に規定することは難しいのではないのかという御意見でございます。私どもの対応といたしましては、今、1番で申し上げましたことと同様という形に整理させていただきました。

それから、3番の御意見でございます。こちらは4ページ、6-5)について、医療機関では、内部被ばくに係る測定が困難であるため、6-5)の内容から、「内部被ばくに係る」というものは省いてはどうかと。先ほどもいただいたかとも思いますが、そういう御意見というふうに理解いたしました。

こちらのほうに関する対応といたしましては、本ガイドにつきましては、医療機関のみを対象とするものではないことから、改正後の6-5)につきましては、6-2)から6-4)までについて、その他必要な事項を適宜、放射線障害予防規程に規定すべきということをお示ししているものでございますので、そのような観点から、こちらのほうは原案のとおりとい



う形で整理をさせていただきました。

続きまして、4番でございます。4番につきましては、12ページ、別表2における放射線測定器の保守管理担当者という用語についての御質問でございます。

資格要件とか、何か新しいものを設けようとしているのかという御質問と受け取りましたが、こちらにつきましてはの回答は、資料の右側に示すとおりというふうにさせていただきました。

引き続きまして、5番、2件（の質問が）でございます。5番は、13ページ、別表3におけるE2についての御質問、また、どういう校正方法が認められるのかという御質問と理解いたしました。

こちらのE2というのは、その他のその他というところでございます。放射線測定器の種類及びその測定状況等には、様々なものが考えられ、別表3のA1からE1までに例示する以外に適応できる校正方法は、当然あるものだと、いろいろなものがあると考えられることから、それらのものを私どもは想定して、こちらのE2というところのくりに分類をさせていただきました。

なお、使用する放射線測定器の校正方法とその妥当性につきましては、私どもにどうかとお尋ねになるのではなくて、一義的には許可届出使用者等が主体的に御判断いただいて、お示しいただくべきものだというふうに、私どもは考えてございます。

そのようなことで、原案のとおりという形に整理をさせていただきました。

以上でございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本放射線技術学会の谷様のほうから、追加的なコメントが何かありましたらお願いいたします。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。御回答ありがとうございます。

番号1、2に関してですけれども、確かに利用者側の文書を保管するということがよいかというのは、理解としては違うかもしれませんが、施設の予防規程にそのまま委託業者側のものを書くのは難しいなというふうに考えていて、それであれば、下部規程という扱いはできるかと思うんですが、詳細については、業者側の手法というのか、業者側に予防規程があるのであれば、そちらを下部規程として位置づけるというような考え方はどうなんでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇でございます。

当然、それら、下部規程にどこまで寄せるのかというのは、詳細はあろうかと思えます。先ほど私、申し上げましたように、規定ぶりはいろいろ工夫のしようがあるのではないかと。当然、業者さん側がやられていることを、そのまま予防規程に書くというのはあまり現実的ではありませんので、例えば、うちはこの部分は外部機関に委託をすることとしている。その場合には、どういうことを、やっていることをちゃんと確認しますというのも、測定の方法の一つの範疇になろうかと思えますし、確認の方法でありますとか、あるいは、業者の内容をどこまで捉まえてよしとするのか、といったようなところ、そういったところを、予防規程の中で定めていただければよいのかなというふうに思えます。

○谷氏 ありがとうございます。

もう一点ですけれども、5番ですね、E2のところですけども、確かに、事業者側が決めるものであるということであれば、我々、今まで業者さんが持ってこられるサーベイメーター、これは校正されたものというものを使っていただいていると思うんですが、ここと施設のほうを突き合わせて、サーベイしている最中に、その精度を比較するというふうな形を取っているんですけど、これが利用者、我々として妥当であると考えれば、それを校正の方法として、我々としては規程してもいいということによろしいですね。

○宮脇安全管理調査官 規制庁の宮脇でございます。

おっしゃるとおりでございます。答えはその一言なのですけれども、ただちょっと、御質問の中では、「独自に考案した方法が認められるのか」とか、お示しになられていたので、独自というところの意味合いが、かなり、我々は受け取り方としては広いかなと思ったので、そういうことで、いずれにしても、許可届出使用者等が主体的に御判断いただいて、どういう方法なのだということをお決めいただいて、ただし、その説明責任につきましては、当然、御判断いただいた方々が負うものだというところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○谷氏 了解いたしました。ありがとうございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほかの団体の方から何か追加的なコメントがあれば、挙手をお願いいたします。

ないようですので、次の団体からいただいた御質問に移りたいと思います。

資料4の11ページ、日本非破壊検査工業会からいただいた御意見について、回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

第一番目の御質問、こちらは累積線量についての御説明でございます。

こちらのほうは規則の御案内のとおり、条文がございますので、こちらの定義のとおりということで、右側にお示ししているとおりでございます。

2番の御意見でございます。2番は、電子線量計が故障した場合の対応についての御質問、あと、次の3番及び4番は、校正方法などについての御質問でありまして、いずれも意見聴取の対象外のものというふうに整理をさせていただきました。

続きまして、5番でございますけれども、5番につきましては、8ページ、2-2、校正でございますけれども、及び13ページの別表3のJISには、発行年度を付記すべきではないかという御意見です。

こちらの御意見につきましては、本ガイド案の別紙につきましては、規則20条における測定の信頼性確保についての考え方を示すものでございまして、このうち、別表3は、放射線測定器の校正方法等を例示するものであって、その方法等において、適用すべき規格を定めるものではありません。要するに、この規格を使えと。あるいは、これを使わなければならないということを示すものではなくて、あくまでも、こういうものが使えるのではないかということを示すものでございます。

したがって、別表3におきましては、JISの何年版というような発行年度は付記することは必要ないのかなということで、原案の形を示させていただきました。

したがって、こちらの御意見につきましても、私どもの整理は原案のとおりとさせていただきたいというふうに思っております。

それから、6番の御意見です。6番の御意見につきましては、上記の4番と同じ御意見かと思っておりますので、そのような整理。

それから、7番につきましては、5番の御意見と同様なのかなというふうに理解いたしましたので、そのように整理をさせていただきました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本非破壊検査工業会、堀田様のほうから、追加などありましたらお願いいたします。

○堀田氏 日本非破壊検査工業会の堀田でございます。

御説明、ありがとうございます。最初のほうの、電子線量計が故障した場合の話ですけれども、計算による評価、あるいは、電子線量計が故障した場合だけに限らず、例えば、

ガラスパッチ等を評価をして、普段使っているけれども、そのガラスパッチがエラーが出てできないという場合に、その取り扱っている電子線量計を使うという場合に、それが、恒常的に使っているものですから、校正されていないものだという場合にどうするかという疑問提起なんです。この場合に、計算でやる方法、それから恒常的に使っている電子線量計も後づけで校正して間違いないということを確認できれば、それでやるとかのところは、例えば、予防規程、あるいは下部規程なり、そのものが、使ってもよいのかなというものを確認したかったということでございます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

御事情はそういうようなことなのかなと、私ども十分承知はしているところでございますけれども、一応、こちらのガイドでそのようなことまで、なかなかカバーできないのかなということと、あと、これはガイドからは離れますが、一般論といたしましては、御意見にあるような、あらかじめ、その事態の発生が予測されるという場合には、可能な限り、事前の対策としてそういう、エラーといいましょうか、トラブルが発生しないように徹底していただく、というようなのがまず第一というふうに考えるところでございますし、また、当然、そういうような事態が発生してしまった場合につきましては、その代替手段ですとか、それに代わって取り得る選択肢というものを、それもあるのかなのか、あるいは複数ある場合には、どれを選択するのか、それを選択した判断なり理由というものは、しっかり、利用者の方々が主体的に判断していただいて、先ほどの話にも関連いたしますが、その説明の結果につきましては、御判断いただいた方々が説明責任を負うものかなと、そういうような、一般的な受け答えになりますけれども、そういうふうに私どもは考えてございます。

したがいまして、こちらのガイドにはなかなか、今、普段使っている機器がトラブルったときにどうしたらよいのかといったようなことは、こちらの中にはあえて示していないというところでございます。

○堀田氏 日本非破壊検査工業会の堀田でございます。説明、ありがとうございます。

あと、JISの発行年度の表記ですけれども、私ども、例えばJISのここを使うといった場合に、JISの何年版を使って、こういうような形になりますという形で書く。そういうようなこともありまして、何年版というのがいるのかなと思ったんですが、あくまで参考としてこういうのがあるよというお示しをしてある、分かっているのであれば、理解しました。この件はいいと思います。

あと、ここには載せてないんですが、ガイドの別表4というのが後ろのほうについているんですが、そこの中の真ん中よりちょっと下のほうに、放射線の量を測定するというのがあるって、6か月を超えない期間ごとに1回行うというところに、「密封されたRIまたは放射線発生装置を固定して取り扱う場所であって、取扱いの方法に遮蔽壁その他遮蔽物の位置が一定しているとき」という書きぶりがあるんですが、この固定と一定という意味合いについてどうかというのが、本来ここに載せるべきだったのかもしれませんが、同様のことが後から出てきますので、資料5の12ページ、3と4のところに、同じ内容がありますので、そういうことも議論させていただきます。よろしくお願いします。

○立部放射線検査官 ほかの団体の方から何か、追加的なコメントがあれば、挙手をお願いいたします。

ないようですので、次の団体からいただいた御意見のほうに移りたいと思います。

資料4の13ページ、放射線照射工業連絡協議会からいただきました御意見について、回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

1番でございます。1番の御意見は、JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）の認定を取得した機関に測定を委託する場合の対応についての御質問と理解いたしました。

こちらのほうは、この資料の右側にお示しするような考え方そのものでございます。

それから、2番の御意見ですが、外部業者が持ち込む線量計により、外部被ばく線量の測定を行う場合についての御質問と、理解いたしました。

当方の対応といたしましては、こちらの資料の右側に示すとおりというふうに整理させていただきました。

それから3番の御意見といたしましては、委託する外部機関が、放射線測定器を適切に点検及び校正を行っていることの確認方法の具体例を示してほしいという御意見と理解いたしました。

こちらのほうにつきましては、右側のほうにもございますように、その具体例というのは、ガイドで示すべき内容ではないのかなというふうに整理をさせていただいたものでございますが、許可届出使用者等における測定の目的ですとか、対象に応じて必要な精度を確保していただく、そういったことにつきましては、それぞれの状況に応じて異なることから、御意見にある確認の方法というのはやはり、許可届出使用者等、それぞれのやり方があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

御意見にありますような、確認の方法ということにつきましては、当然、その外部の機関とも十分に調整をしていただいた上で定めていただく必要があるのかなというふうに思っております。

また、御意見にある実地監査の要否等につきましても、こちらも基本的には、許可届出使用者等が御判断いただくべきものでございますので、私どものほうで一律に、外部機関についての実地監査の要、不要といったようなことは、申し上げられないのかなというふうに思っております。

あと、なお、御意見の最後でございます、「医薬品・医療機器の観点」につきましては、放射性同位元素等規制法の規制が及ぶ範囲ではございませんので、関係する法令も考慮、遵守して御対応をいただきたいと、そのように思っております。

それから、最後、4番でございますが、4番の御意見につきましては、11ページの別紙の図について、これは、結果の確認、実施計画の評価、見直しに示す方法は、何も問題がない場合などを前提としていて、（その例示する内容が）限定的なものではないかという御意見、また、評価の具体例というものを示してほしいという御意見と理解いたしました。

こちらのほうにつきましては、図をもう一度改めて（ご覧）いただきたいのですが、測定の信頼性確保に係る評価・検討事項というものは、図の中に項目としては例示をしているものでございまして、また、例示するフローにつきましては、見直しにより、実施頻度を延長するというもの以外にも、評価結果に基づき、実施頻度を逆に短縮する、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、こちらの図の中では、逆戻りする矢印の考え方を、私どもといたしましては、そういった形で例示したものでございます。

そして、個別の放射線測定器につきましては、点検及び校正の結果に基づいて、具体的にどのような対応を図るかということにつきましては、これは先ほど来からの繰返しになりますけれども、許可届出使用者等が主体的に御判断いただいて定めるべきものだというふうに、私どもは考えてございます。

なお、こちらも先ほどと同様でございますが、御意見にございますような「医薬品・医療機器の観点」につきましては、本法の規制が及ぶ範囲内ではございませんので、その点につきましては、御注意をいただきたいというふうに思うところでございます。

私どものほうは、これで以上でございます。よろしくお願いいたします。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、放射線照射工業連絡協議会の市川様のほうから、何か追加的なコメントがありましたら、よろしく願いいたします。

○市川氏 放射線照射工業連絡会の市川です。

御説明のほう、ありがとうございます。1番の質問のほうなんですけれども、こちらのJAB等の確認云々という話についてなんですけれども、こちらは特に、確認して、それを記録に残すということは想定されている内容なんでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

一言で言いますと、私どもは、それはやはり確認したことは、記録として残していただくのがよろしいのかなとは思いますが、こちらにも記載してございますように、JABの認定を受けた機関というのは、明らかといたしましうか、我々としてもすぐに分かるものでございますので、必ずしも、個々のお客さんが、メーカーからそういう証明を取らないといけないというようなものではないのかなというふうに思います。

ただ、下にもございますように、それは裏返しの意味で、やってはいけないことだというふうに、私どもは理解してございませんので、当然、皆様方のお考えによって、いや、そんなのウェブサイトを見れば分かるだろうという方もいらっしゃるでしょうし、いやいや、さはさりながら、ちゃんと相手側のほうからそういうもののエビデンスを、記録の写しをもらって、我々も確認して、それを記録として残しておくといったようなこと、そういったようなこともよろしいのではないのかなというふうに思いまして、こちらのほうはこういう書きぶりで御回答を差し上げたということでございます。

○市川氏 ちょっと意地悪なのかもしれないのですけれども、特に何年前はJAB、これ取っていたんですか。とか、そういうことは、質問としてはないということでもよろしいですよ。現在進行形は確認できると思うんですけども。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

そうですね、正直申し上げまして、途中でJABの認定を取られてお辞めになるとか、ある会社がなくなるといったようなことまで、想定してございませんが、そういったような場合にあっては、それを保管するような記録なり、経緯といったようなものについて、どうつなげていくのかというのは、個別に判断させていただくのかなということだと思いません。

○市川氏 分かりました。ありがとうございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほかの団体の方から何か追加的なコメントがあれば、よろしく願いいたします。

個人線量測定機関協議会様、お願いいたします。

○壽藤氏 すみません、ちょっと補足といいますか、今のJAB認定の関係なんですが、現在進行形のどういう状況、というようなお話がちょっとあったかと思っておりますので、この認定というのは、一定の期間、有効ということになりますが、途中にいろんな審査等もありまして、万が一に、ある認定を取ったところが中止になったり、もしくは途中の審査で不具合等があったような場合には、今度はJABさんのほうで、この部分については、今保留になりますとか、そういうアナウンスも出ますので、そういう意味での確認手法は、幾つかあると思っておりますので、必要に応じてその辺も参照できるようにしていただけたらよろしいんではないかというふうに思うところです。

以上です。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

どうもありがとうございました。

他の団体の方からはよろしいでしょうか。

以上が、事前にいただいた質問、御意見に対する回答でございます。

資料4の15ページに、今回、事前に意見提出のなかった団体を列記させていただいておりますが、こちらの方から、特に何か、この場で追加的に御意見したいというところがありましたら、挙手をお願いいたします。

原子力研究開発機構、東様、お願いいたします。

○東氏 原子力機構の東です。

御説明ありがとうございます。新たな意見ではないんですけれども、誤記がありますので、修正をお願いしたいなというコメントです。

資料1の12ページ、別表2がございますけれども、そのこの事項のところ。一番下から3番目、「外観点検又は内部解放点検」という言葉がありますけれども、これ、多分、内部解放の「解放」多分、「解く」という「解」ではなくて、「開く」ほうの「開」だと思いますので、ちょっと確認した上で、予防規程ガイドのほうを修正していただければと思います。

以上です。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

御指摘ありがとうございます。御指摘のとおりかと思っておりますので、もう一度、用語点検



の上、修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほか、よろしければ、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、議題の2番です。

許可届出使用者等に対する立入検査ガイドの、第4章第2節測定に関する意見聴取といたしまして、資料2の測定の部分に関しまして、各団体から事前にいただいた御意見を資料5のほうに取りまとめさせていただいておりますので、資料5に基づきまして、進めさせていただきたいと思います。

こちら、資料の掲載順に進めさせていただきたいと思いますので、まずは日本アイソトープ協会からいただいた御意見に対する回答でございます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

日本アイソトープ協会からいただいた御意見は二つでございます。

まず1番の御意見です。1番の御意見は、16ページの②イb、こちらは内部被ばくの部分でございますけれども、こちらについての御意見でございます。御意見に対する当方の対応は、資料の右側にお示ししているとおりでございます。御意見いただきましてありがとうございます。

それから続きまして、2番でございます。2番の御意見につきましては、20ページ、こちらにも同様に、内部被ばくの部分につきましてでございます。

私どものほうで、括弧書きで、（定常）ですとか（非定常）というものを表記してしまったのですが、こちらの用語について、分かりにくいのではないかという、定義は何かというような御指摘をいただきました。

あまり使っていない言葉を発言してはいけないのかなと、ちょっと反省してございますが、こちら、括弧書きで記したほうが分かりやすいのかなと思って入れたのですが、他の団体の方々からも、これは何ですか。といただいたので、これを、こういう表現を使わないような形で、修正を検討したいなというふうに思っているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本アイソトープ協会の松井様のほうから、何か追加でコメントがありましたらお願いいたします。

○松井氏 日本アイソトープ協会の松井でございます。

御説明ありがとうございました。特に意見はございません。よろしく願いいたします。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

他の団体の方から、何か追加的なコメントがあればお願いいたします。

ないようでしたら、次の団体からいただいた御意見に移りたいと思います。

資料5の2ページ、日本アイソトープ協会、放射線安全取扱部会からいただきました御意見について、回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁の宮脇でございます。

放射線安全取扱部会のまず1番、こちら、表が三つの意見ということになってございますが、1番から3番につきましては、規則にいう、「最も適した場所」について、立入検査官がどのような観点で確認を行うのか示すべきとの御意見と理解いたしました。

立入検査の実務におきましては、一般的には許可届出使用者等が測定場所と判断して決められたものについて、よほど特殊な状況でなければ、個別に適否を検査官が「よし」とか「だめ」とかということを判定するものではございませんので、したがって、こちらの本ガイド案におきましては、ちょっと文言を紹介させていただきますが、「最も適した箇所として選定した場所の妥当性に関し、どのように判断しているのかについて確認する」というような具合に、許可届出使用者等が判断した事項について、単に判断の結果のみならず、その妥当性を示す説明とか、根拠といったようなものがあって、また、そうしたものに基づいて、測定を実施しているかということを確認するのですよということを、検査のときの検査事項、確認の視点という形で示したものでございます。

したがって、こちらのほうは原案のとおりという形で整理をさせていただいてございます。

それから続きまして、4番の御意見でございます。4番は18ページ、場所の測定の記録における、測定をした者の氏名に関する御意見と理解いたしました。

御意見の部分は、今申し上げました、この場所の測定に係るものでございますが、場所の測定に関しましては、外部の機関に測定を委託した場合にあっても、多くの場合はその提出される測定結果報告には、測定をした者の氏名というのも併せて記載され、測定をした者の氏名が特定できず、許可届出使用者等が測定した者の氏名を記録できないというケースは少ないのではないかと。また、そのようなことから、氏名に代えて名称を記録するといったケースは、より限定的なものに限られるのではないかとということから、こういうような事例があった場合には、どのような判断で氏名ではなくて名称を記載しているのか

ということを確認するといったことを、こちらのガイドではお示ししたつもりでございます。

ただ、もう一度、御意見を読み返してみますと、（御意見の中に）JABの認定云々ということもございます。もしかするとこれは、個人被ばく線量のことと取り違えて御質問されているのかなというふうにちょっと思ったのですけれども、御参考までに申し上げておきますと、我々の確認の視点といたしましては、個人被ばく線量につきましては、その下のところにございまして、もっと簡略的なことで、氏名の記載をどうしろということではないのですけれども、我々の確認の視点としては、JABの認定を受けた機関に外部委託をしているような場合には、規則20条第4項第2号の履行の状況については、特に必要と認める、特段の大きな疑義がない限りは、改めてその確認を要さない。要するに、そこはそういうような業者様をお願いしている、外部機関に委託している場合には、改めて立入検査では確認はしないという観点を、こちらの中ではお示ししているというものでございます。

続きまして、最後5番でございます。5番の意見は、記録の写しに関する御質問ということでございましたので、こちらのほうは右側にお示しするような整理とさせていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本アイソトープ協会、放射線安全取扱部会、田中様のほうから、何か追加でコメントがありましたらお願いいたします。

○田中氏 日本アイソトープ協会、放射線安全取扱部会の田中です。

御説明ありがとうございます。番号1、2、3の「最も適した場所」について、許可事業者などが、最も適した場所を選び出した妥当性について説明を求めるということでしたが、ちょっとなかなか、このガイドを読んでいる限り、そのような事項というふうには理解できませんでしたが、そのような内容を追記いただくことは可能なのでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁の宮脇でございます。

一応こちら、私どもは、先ほど申し上げましたように、施設を一番御存じなのは許可届出使用者御自身なので、我々、立入検査で最も適した場所というのは、それが本当にそうなのかということではなくて、どのように御判断なり御検討いただいて、実施していただいているのかといったことを確認する、それをもって、最も適した場所について測定をしていただいているということ、履行状況として確認しようということでございまして、

その観点をこちらの案にお示ししたつもりなんですけれども、ちょっとそのように読めないということでございましたら、もう一度、その趣旨を読み返して、そういう趣旨が伝わっているかどうかは、再点検をさせていただきたいと思いますが、一応、原案におきましても、その旨は、そういうことで、こちらの原案をお示ししているということで、御理解をいただきたいと思います。

○田中氏 御検討、よろしくお願いいたします。

それから、番号4の、氏名と測定をした者の名称についてなんですけれども、御説明の趣旨は理解できました。確かに、名称を記載した際も、大体は氏名も書かれているかなと私も思います。もし、過去において、そのような氏名が書いていない事例があった場合に、何か影響はないのかというのを少し心配しておりますが、いかがでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇でございます。

すみません、今、過去にどういう具体事例があったというのは、なかなかつまびらかに御紹介できないのですが、後ほど、これは個線協のほうからもコメントをいただきましたが、いわゆる場の測定で、積算形線量計を使うような場合は、「測定した者は誰なのか問題」というのが昔からあって、そういうような場合については、測定をした方の氏名に代えて、名称でよいよということで、今回そういう意味で、規則の改正も図られたというふうに、私ども、認識してございますので、そういった旨がもうちょっと分かりやすくなるように、立入検査ガイドのほうにも、その旨を示したいなというふうに思っておるところでございます。

○田中氏 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

まず、大学等放射線施設協議会、萩原様、今、映像が届いていないようですが、こちらの音声は届いていますでしょうか。

○萩原氏 はい、音声、届いております。映像が切れていました。すみません。

○立部放射線検査官 今、映像、復活しました。このまま進めさせていただきたいと思えます。

○萩原氏 はい。

○立部放射線検査官 ほかの団体の方から、追加的なコメントがあればお願いいたします。

日本放射線技術学会の谷様、お願いいたします。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

技術学会からも同じ質問で御指摘をさせていただいてますけど、5番の写しの件ですけども、この「本ガイドへの記載への御意見ではないため」の意味がちょっと分からないんですけども、ここに書いてあることに対して質問をしているつもりなんですけれども、このガイドの意見ではないというのは、どういう意味なんですか。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

こちらが、ガイドで示していることについて、ここはもう少しこういう内容を記載すべき、あるいは、こういう記載内容がどう、ということに対しての御意見ではないということ、こちらのほうにつきましては、記録の写しの交付についての単なる御質問ということなので、こういうように整理をしたというものでございます。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

質問の仕方がまずかったということによろしいですか。ここにそうしたら、記録の写しというものの具体的な確認の仕方を記載していただけないかというふうな意見ではいかがでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

分かりました。記録の確認の仕方の観点をもう少し追記してはどうかということでありましたら、そちらの検討をさせていただきたいと思います。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

それでは、よろしくお願いします。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

日本非破壊検査工業会の堀田様、お願いいたします。

○堀田氏 先ほど来から出ていた、「最も適した場所」の説明ですけれども、ぜひ、説明書きを入れてほしいと思います。かつて、放射線障害防止法に基づく安全管理ガイドブックというものが平成11年に科学技術庁放射線安全課から出ております。ここの本の86ページに、「最も適した場所とは、人が常時立ち入る場所であって、最も長い時間いると思われる場所（作業台の前など）、必ず通過する場所（出入口付近など）、遮蔽などの観点から適した場所をいう」と結構、具体的に書いてあるんです。

そのほかに、私ども、相当昔なんだろうけど、私どもが受けたのかどうなのかちょっと、前任者から聞いた話なんです。許可申請で計算したポイントは必ずやるんだというようなことを言い伝えて聞いております。それは、どこかの立入検査で検査官から聞いた

話と聞いております。

そういうところから考えて、この放射線安全取扱部会さんのほうにも申請書に示された場所が入っているんですが、今改めて聞かせていただきたいんですけども。やはり、ある程度、せつかくのガイドですので、具体的に書いていただければ、私どもも助かるかなと思います。これが、来る担当官によって解釈が異なると我々も困るので、ぜひとも、その方法を改善していただければと思います。よろしくお願いします。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

御意見いただきましてありがとうございます。今、御紹介いただきましたような考え方というのは、当然もっともな考え方と思いますので、その整理に従って最も適切な場所であるということをお判断いただいて、今後とも引き続き運用していただければよろしいのかなと。そういった今まで示されているような解釈と考え方を、今回、改めて変更しようというものではございませんので、その点は御理解いただきたいというのが一点と、もう一点、こちらは、今回の立入検査ガイドの目的、趣旨といいますのは、我々、立入検査にお邪魔したときに、こういうことをお尋ねしますよといったようなことを、端的に言うところをそういうことを書き並べていると。

立入検査のときに、それを見てどう判断するのか、あるいは、どういうふう到我々はコメントなり、指摘なり、指導をさせていただくのかといったようなことまでは、ちょっとこちらの中ではカバーしようということは、今、考えてございませんので、取りあえず立入検査では、皆さん方の側から言うと、どういうことを聞かれるのかなといったようなことが、ある程度予測できるということでございますし、我々のほうとしては、こういった項目についてお伺いしますよといったようなことを、このガイドで書き並べていると。そういう趣旨のものであるということにつきましても、ちょっと御理解をいただきたいなという、要するにこういうことをしていればよいのだという正解案というんでしょうか、そういったようなものをつまびらかにしようとしているものではないということにつきましては、御理解いただきたいというところでございます。

以上です。

○立部放射線検査官 一回止めさせていただきます。

規制庁、立部でございます。再開させていただきます。

今の先ほど中断前で回答させていただいたもので、まずよろしいでしょうかということをお確認させていただきます。

あと、ほかに、すみません。追加で御意見とかはありますでしょうか。

他の団体の方からも御意見がなければ、次に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。資料5の3ページですね。大学等放射線施設協議会からいただきました御意見についての御回答でございます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

まず1番の御意見です。こちらは、5頁、表で示す規則の規定についての御意見でございます。こちらは右側に示したとおりの対応、整理とさせていただきます。

次、2番の御意見でございますが、こちらは、先ほど出ました放射線安全取扱部会の5番の御意見と同じという形で整理をさせていただきました。いただいた御意見は二つでございますので、以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらの回答を踏まえまして、大学等放射線施設協議会、萩原様のほうから何か追加的なコメントがあればお願いいたします。

○萩原氏 大学等放射線施設協議会の萩原と申します。

先ほど、記録の電子化のところなんですけども、やはり先ほど宮脇さんからお話があったとおり、今、こちらとしてどういう対応をしたらよいのかというのが、ちょっとよく分からなくて、やっぱり、昨今、電子化が進んでおまして、こんな記録を提示しなさいと言われたときに、膨大な量のペーパーを出すべきなのか、現場でパソコンで確認していただけののか、そこら辺はちょっと、確認させていただけないでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

すみません。なかなか御質問はいろいろお答えしたいのですが、ちょっと時間的に押しちゃうので、今回、御質問系は、先ほどもありましたがガイド用の記載でないものということで、分けさせていただきましたが、今の点は、改めてのお尋ねでございますので申し上げますと、電磁的方法により記録されたものは、その記録については電磁的な写し、コピーというんでしょうか、を交付するというところによっても、記録の写しを交付したものと判断されるのではないかと、我々はそういうふうを考えているところでございます。

御回答は以上でございます。

○萩原氏 ありがとうございます。

私どもは以上です。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

他の団体から追加的なコメントがあればお願いいたします。

ないようでしたら、次に移らせていただきたいと思います。資料5の4ページになります。日本放射線安全管理学会からいただいた御意見に対して回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

まず御意見の1番から7番までにつきましては、測定の信頼性確保の義務付けは、令和5年10月の施行であるということを示すべきということとか、表現ぶりや参照先が分かりにくい等の御意見であるというふうに理解いたしましたので、私ども手元の資料の右側に示すような整理とさせていただきます。

したがって、次は飛びまして8番の御意見は、脱字についての御意見でございます。こちらは右側にお示しするとおりでございます。

同じく9番の御意見、こちらは16頁、放射性同位元素を誤って吸入し、または経口摂取したものの内部被ばくによる線量の測定について、再発防止対策等の実施状況の確認は、記載する場所が不適切という御意見でございます。こちらについての私どもの対応は、やはり右側に示すとおりでございます。

補足いたしますと、当然のことながら、これは先ほど定常、非定常というような言い方をちょっとしましたけれども、計画外の被ばくにもつながるということでもございますので、単に記録完備だったらいいんでしょうと。誤って誤飲したとかというような場合につきましては、当然、記録完備で一丁上がりということではありませんので、当然のことながら、その事象をどう捉まえて、どう取扱いですとか管理に反映されているのかといったようなことを、立入検査では確認させていただくと。そういう観点から、こちらのほうには記載させていただいたつもりでございます。

当然、規則の20条（測定の実施）とストレートに対応するかと言われると、対応はしていないものでございますが、右側にお示したような理由で、こちらのほうには記載させていただいたものでございます。

これはちょっと仮定の話になりますが、ほかにもっと適切な場所があれば、そちらのほうへちょっと引越すことも視野に入れてございますが、現状は、こちらのほうでセットで、記録の確認のときにもしそういうことがあれば、こういったことも併せて確認させていただくという旨を、こちらのほうで示させていただきたいと思っております。



す。

それから、次の10番の御意見でございます。こちらは、測定の日時や測定したものについての御質問ということでございまして、こちらのほうにつきましても、ちょっと御質問ということなので、右側に示すような整理とさせていただきます。

11番の御意見、11番は5頁、表で示す規則の規定についての御意見ということでございまして、こちらは、当方の対応はこちらの右側に示して、資料の右側に示すとおりでございます。

同じく12番も6ページ、計算評価に係る規定についての御意見ということでございまして、こちら資料の右側に示すとおりでございます。

それから13番は、19頁、実効線量の算定に対する御意見です。こちらは、規則では測定対象者について実効線量の算定を行うことを求めてございまして、御意見の部分は、その算定状況等を立入検査において確認しますよといった旨を示しているものでございまして、したがって、こちらのほうは原案のとおりという形で整理をさせていただいたものでございます。

回答につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本放射線安全管理学会、桧垣様のほうから何か追加的なコメントがありましたらお願いいたします。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣です。

御説明ありがとうございます。現時点で、私から追加はございません。ありがとうございました。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほかの団体の方から何かコメントがありましたら、お願いいたします。

ないようですので、次の団体の御意見に移りたいと思います。資料5の7ページになります。日本放射線技術学会からいただきました御意見に対する回答になります。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

御意見の1番及び2番とも、こちらは5頁の表で示す規則の規定についての御質問ということでございましたので、こちらのほうは資料の右側に示すような整理とさせていただきます。

それから、3番の御意見は7頁、眼の水晶体の等価線量に係る規定についての御意見とい

うことをごさいますて、こちらも規則に対する規定ぶりについてでございますので、右側のような整理をさせていただきました。

それから、4番の御意見、こちらは8頁、ポケット線量計の取扱いについて。こちらも先ほどちょっと、似たような御質問がございましたけれども、こちらも御質問ということだったので、右側に示すような整理とさせていただきます。

それから、5番の御意見につきましては、先ほど出てまいりました安全取扱部会の5番の意見と同じという整理とさせていただきます。

6番の御意見につきましては、脱字に関する御指摘でございまして、私どもの対応は右側にお示しするところでございます。

それから、7番の御意見につきましては、規則における規定の頻度に関する御質問、御意見ということでございますので、こちらも同様に、右側に示すような整理とさせていただきます。

それから、8番につきましては13頁、測定の委託先の確認についての御質問ということでございますので、こちら、委託先及び委託内容については、どういうことを示すのかということでございますが、委託先と委託内容を適切に管理し、その妥当性等を示すために必要な書類ですとか記録というのは、それぞれの場合によって、ケースによって異なることでございますので、許可届出使用者等が御判断いただいて整備していただければよろしいのかなというふうに思っているところでございます。

それから、9番の御意見に参ります。こちらは、13頁、ほか17と22頁でしょうか、に外部委託に関する書類というのは、法定の帳簿でもないものを整備した上で示せというのでしようかという御意見と受け取りました。こちらのほうは、今も、上記の8番でも申し上げましたけれども、委託先及び委託内容を適切に管理し、その妥当性を示すために必要な書類や記録類につきましては、許可届出使用者等が御判断いただきまして整備すべきものと私どもは考えております。そして、それらの書類等は、法令において記録保管等の義務があるものではございませんが、立入検査における検査の対象となり得るものだというふうに考えてございます。

また、そうした書類が仮に一切ないんだよと、残していないんだよ、あるいは記録も録取していないんだよという場合には、先ほど来から申し上げてございますように、許可届出使用者等が外部の方に対して、こうやってこの法令の適合性を遵守しているんだよといったようなことを疎明する証拠を書くような形になってしまいますので、こうしたような

ものにつきましては、必要なものを整備していただいて、必要なときに示していただくと、そういったようなことが必要なのではないかなというふうに考えるところでございます。したがって、こちらのほうは、原案のとおりという形で整理をさせていただいたものでございます。

それから、10番の御意見に移ります。こちらは14頁、測定を実施していない一時的立入者について、これは100マイクロシーベルトを超えていないと。超えて被ばくをしていないということを確認することが必要なのではないのかということの御意見、また、脱字の御意見でございます。こちらのほうにつきましては、資料の右側に示すような対応というふうにさせていただきたいと思っております。

それから11番に参ります。11番は16頁、用字に関する御意見でございます、こちらは資料にお示しするような対応ということでございます。

次に参りまして12番、こちらは誤記の御指摘でございます。こちらも右側に示すような対応という形でございます。

それから、13番に参ります。まず13番でございますが、18頁、時刻が記載されていれば測定の信頼性が確保されると考えてよいかという御質問。また、14番は18頁、測定をした者の氏名が記載されていれば、測定の信頼性は確保されていると考えてよいかという御質問で、こうした理解はちょっと御質問いただくまでもなく、正しくないということは自明なものと考えますが、当方の対応といたしましては、こちらのほうはちょっと御質問ということでもありますので、私ども、こちらのほうのような整理とさせていただきました。

それから、15番の御意見に参りまして、15番の御意見につきましては、先ほどのRI協会の2番の御意見と同じということで整理をさせていただきました。

それから、16番ですね。こちらは20頁、内部被ばくの状態を把握しているかどうかを確認するといった旨を記載すべきという御意見でございます、こちらは資料の右に示すようなことでございます。

それから、17番の御意見です。適切な期間は法で定める期間と示したほうがよいという御意見ということで理解しましたけれども、いずれの表記においても支障はないのではないのかなと思っておりますので、こちらのほうは、御指摘の部分は原案のとおりというふうに整理をさせていただきましたが、ガイド全体の表記の見直しの際に、例えば適切なものとか、法で定めると。どちらかに寄せて、平仄は見直しの中で確認する際の検討事項とさせていただきたいというふうに思っております。

それから、最後、18番でございますが、こちらは上記の16番と同じということで整理をさせていただきました。

回答につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本放射線技術学会、谷様のほうから何か追加的なコメントがあればお願いいたします。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

御回答ありがとうございます。多くはここにガイドの記載への御意見ではないということで、ちょっと質問に答えていただくというところではないということが、ちょっと理解できていなかったのかなと思いますので、やっぱり次回からは具体的なことをもう少し書いていただきたいというふうに内容で記載をさせていただきたいと思います。

それ以外ですと、眼の水晶体の件に関しては、今これ、現行法令でこうなっているということで、あと、改正された場合は、またここも変更されるということで。

○立部放射線検査官 規制庁、立部です。

もう一度、御質問をいただいてもよろしいでしょうか。水晶体のところでございますか。

○谷氏 そうですね。水晶体のところで、今、改正後の等価線量の測定の場合、この「1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のいずれが適切なもの」というふうな書きぶりをされていると思うんですけども、これはまだ改正していないから、まだまだこれが取り入れないということなんですね。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらは、資料5の7ページの3番についての御質問ということでよろしいでしょうか。それとも、また新たな御質問ということでしょうか。

○谷氏 資料5の7ページですね。④ですか。表の④ですが、右端の欄のところですね。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

御質問として資料2の7ページですね、の④のところで、表の中の④としまして、眼の水晶体の等価線量を算定するための線量測定の場合は、（上記①から③の測定のほかに行う場合）としては、3ミリ線量当量というふうに記載させていただいていますが、これは改正された、改正される規則のとおりでございます。

○谷氏 改正後もこのままなんですか。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

来年の4月1日施行でございますが、改正されてこのようになります。要は3ミリ線量当量  
が加わるというのが、今回の改正の内容になります。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷ですけども。

3ミリメートル線量当量のみというわけではないんですね。ここの表に書いてあるだけ  
じゃ認めないということではないんですね。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらは、規則20条のところの改正になりまして、多分、御質問のところとしましては、  
数量告示のところの眼の水晶体の等価線量につきましては、同じ改正でございますから、  
そこに1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量または70マイクロメートル線量  
当量のうち、適切なものとするというふうなところが改正が加わりますので、そこで追加  
されるというふうな状況になっております。

○谷氏 分かりました。ありがとうございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほかの団体の方から何か追加的なコメントがあれば、よろしく願いいたします。

よろしければ、次に移らさせていただきたいと思います。資料5の11ページ、日本非破  
壊検査工業会からいただきました御意見に対する回答をさせていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

まず、一番目の御意見でございます。1番は、3頁、測定を外部の機関に委託する場合に  
あっては、当該測定が適切に行われていることを担保する義務があるとあるがどうい  
うことかという御意見、御質問でございます。

こちらは、先ほどもちょっと申し上げましたが、測定を委託する場合にあっても、放射  
性同位元素等規制法に基づき測定を行う義務は、許可届出使用者等にあるということで  
ございまして、許可届出使用者等は、委託先が本法に基づき適切に測定をしていること、当  
該測定に用いる放射線測定器を適切に点検及び校正していることを確認するといったよう  
な義務がございます。

そういったことで、これらの内容について同法及び規則に基づいて記帳する義務もござ  
いますということで、このような一連のことを確認して記録にとどめていただくといった  
ようなことを、こちらの中ではお示ししたものでございます。

それから、2番の意見に移ります。2番は、規則における測定の頻度に関する御質問とい  
うことのでございましたので、こちらの資料に示すような整理とさせていただきます。

また、3番及び4番につきましても、これは先ほどちょっとお話ございましたが、固定使用等というものはどういう場合かということで、具体的には測定頻度が6か月となる場合についての御質問ということで私どもは理解いたしましたので、こちらのような整理とさせていただきます。

それから、5番に参りまして、測定、ちょっとこちらのほうが御質問の趣旨が必ずしも明確でなかったのですが、測定の方法、眼の水晶体に関する御質問なのかなということで、やはりこちらのほうにつきましても、資料に示すような整理とさせていただきます。

それから、同様に6番につきましても、記録の保存期間についての御質問ということでございましたので、このように整理をいたしました。

あと7番、12頁、点検及び校正の年月日に関するガイドについての御質問ということで理解いたしまして、こちらのほうにつきましても、測定に係る放射線測定器の点検及び校正が適切に行われていることが確認できるときは、その確認結果を点検または校正の年月日として帳簿に記載することでよい旨をこちらのほうで示しているものでございまして、したがって、JABによるこの認定年月日を代わりに書くのですかという、御意見にも取れるのですが、そういうことではなくて、年月日に変えて確認した結果を記録しているということを確認するというのを、この立入検査ガイドの中で確認の視点として示したものでございます。

それから、次の8番の御意見でございますけれども、こちらにも記録の保存期間についての御質問ということで、これは同様に、上記の6番と同じ内容かと思いたしましたので、同様の整理とさせていただきます。

最後に、9番でございます。こちらは20頁の累積線量とは何かという御質問でございましたので、資料の右側にお示ししているようなものでございますということでございます。

回答につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本非破壊検査工業会の堀田様のほうから、何か追加的なコメントがありましたらお願いいたします。

○堀田氏 日本非破壊検査工業会の堀田と申します。

御説明ありがとうございます。ここで言う測定機関をどう担保をするかということですが、JAB認定を取っているところに関しては、例えば予防規程、下部規程でもいいんですね。そういうところに関しては、確認をしないと。例えばした場合に、それでもやっぱり

記録には、何かどこかに書かなきゃいけないことになるんですか。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ちょっと、また音声が届きにくいようですので、もう一度、すみません、御質問をお願いできますでしょうか。

○堀田氏 ごめんなさい。もう一度、行きます。

最初のところですが、外部測定機関の担保の義務があるということで、記録に残さなきゃいけないというようなものが御指摘あったと思うんですが、例えば予防規程にですね、JABの認定を取っているというのが明らかであると。そんなところからやった場合には、変更もしない、逆に書いた場合に認められるのか否なのか、御見解いただければ助かります。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

JABの認定ということでございますと、多分、個人、外部被ばく線量に係る測定の記録ということでございますけども、こちらのほうは、そういう機関にあった場合につきましては、そういうようなところを個別に取り寄せるということではなくて、既にそういう認定を受けた者からその提供を受けているということで、もうそれで確認は終わるということで、一応、こちらのほうにつきましては、ガイドにおいても、そういうようなことでお示しをしているつもりでございます。

○堀田氏 ありがとうございます。

2番に関しては、いろいろ解釈が違っちゃうと困るので御質問をただけなので、こういうところを出すのは適切じゃなかったかなというふうに考えております。

それから、3番、4番については、場所の測定、先ほど最も適した場所のときにお話した、この4番のところのガイドに参考資料と書いてある、そういうテキストなんですが、ここに固定して取り扱うのは、放射性同位元素の位置が固定されているというのではなく、放射性同位元素が含んだある体系（放射線装置）と、位置が固定されていることを示すというふうに書いてあるんです。

実際に、私どもの施設なんかもそうなんですが、使用施設の遮蔽壁の内側に保管する場所があって、密封線源を保管する場所があってですね。密封線源を保管する場所から持ち出して、RIの範囲を設けている照射室というところで照射をします。こういうふうな施設の場合、固定使用に当たるというふうに私は解釈しているんですが、それでよろしいんですか。質問で申し訳ないんですが、御見解いただければ助かります。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

先ほどもちょっと同様のことを申し上げたんですが、こちらの、例えば4番とかにあるようなものにつきましては、従来はこの考え方ですね。これ、こういうのが固定だといったようなことを今回のこの立入検査ガイドで内容を何か上書きしよう、変えていこうということは全く意図しておりませんので、従来、そのようなお考えになって整理されていたことは、そのとおりにお願いいただいてもよろしいものかと、私は思っているんですが。すみません、具体的にこれでいいのかと言われても、ちょっと即答をしかねるんですけども。今日の時点ではその程度の回答ぐらいしかできないんですけども。

○堀田氏 あくまで照射施設内の移動している範囲というのは、ある一定の遮蔽壁で囲われているという場所での画透かしをしない場合は、その移動使用範囲の中で移動する。例えば3メートル範囲ですね。3メートル範囲は、一定の遮蔽壁で囲われている状態である、そういうようなものも固定使用に当たるという解釈で。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

すみません。私の理解力が不足しているのか、ちょっと今、おっしゃられただけで、なかなか施設の状況が思い浮かばないのでですけども、そういうような御説明で、線源そのものは施設の中で何か動くものがあるんでしょうけれども、その使用の実態として施設、遮蔽と一体のものとして考えているときには、これは固定して使用していると。その遮蔽とか線量の状況も変わらないという御説明が、御検討いただいて、そちらのほうとして確たるものをお持ちだということであれば、固定使用、すなわち測定の頻度は6か月に1回でよろしいという形で御判断いただいて、整理していただいてよろしいのではないかとこのようにちょっとと思いますが。すみません。その程度のことしか、今ちょっと即答いたしかねるんですが。

○堀田氏 御説明ありがとうございます。

あとは、御説明していただいたとおりにかなと思っておりますので、これでよろしいかと思えます。ありがとうございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほかの団体の方から何かありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、次に移らせていただきたいと思います。資料5の14ページですね。放射線照射工業連絡協議会からいただきました御意見に対する御回答をさせていただきます。



○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

いただいた御意見は一つでございます。必要とする精度というのは具体的に何を示すか示してほしいということで、こちらも、右側のほうに示したとおりで、少々、ちょっとつけんどんというか、舌足らずで申し訳ないんですが、こちらの予防規程ガイドの当該の場所のところに詳しく、私どもの考え方を示したつもりでございますので、改めて立入検査ガイドのほうで、この予防規程ガイドのほうで示した旨をちょっと記載する必要はないのかなと思いましたので、原案のとおりという形で整理させていただきました。

以上でございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、放射線照射工業連絡協議会の市川様、何かコメントがありましたらお願いいたします。

○市川氏 放射線照射工業連絡協議会の市川です。

特に、私のほうから追加の質問はございません。ありがとうございました。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほかの団体の方から何かありましたらお願いいたします。

ないようですので、次に移らさせていただきたいと思えます。続きまして、資料5の15ページ、個人線量測定機関協議会からいただきました御意見に関する回答をさせていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

いただいた御意見は五つございますが、1番から5番いずれも12頁における記載において、受動形積算線量計に関する記載を追加すべきという御意見と理解いたしました。御指摘の、私どもで対応いたしました右側にお示したとおり、御指摘のとおりこちらのほうを踏まえて、ちょっと書きぶりのほうにつきましては、これは括弧書きの中で除くというのが、なかなか表現しづらいところがございますので、もう少し分かりやすい、あるいは、文章的にもうちょっと適切な形になるように検討して、文言のほうにつきましては、私どものほうで検討させていただきたいと思えますが、いただいた御意見の旨は踏まえまして、修正をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

回答につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、個人線量測定機関協議会の壽藤様から何か追加コメ

ントがありましたらお願いいたします。

○壽藤氏 個線協の壽藤でございます。

今御説明いただいた内容で十分だと思いますので、一つ最終的な整備につきましてよろしく御検討いただければと思います。ありがとうございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほかの団体の皆様、何かございましたらお願いいたします。

資料5、立入検査ガイドの測定に関するものに事前にいただいたコメントは以上でございまして、資料5の17ページに、まずは資料を事前に意見をいただかなかった団体の方で、何かこの場で意見等ありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、ほかの団体の方も含めまして、資料5につきまして何かこの場で御意見等ありましたら、お願いいたします。

資料5につきまして、特に個人線量測定機関協議会と日本電気計測器工業会の方から、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

じゃあ、議題2は、これで終了したいと思います。

○宮本安全規制管理官 私、原子力規制庁の宮本でございます。

ここで個人線量測定機関協議会及び日本電気計測器工業会の方は、これで退室ということですので、ちょっとここで一言、御礼等を申し上げさせていただきますと、今回、両機関にも直接の利用者ではありませんけれども、利用者とともに安全確保に大きく活躍をしていただくということで、一緒になってガイドをよくしていこうということで参加いただきました。大変、ありがとうございました。

また、今回だけではなくてこれからも、いつでも結構ですけれども、そういう観点から御意見等があれば、いつでもお寄せいただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

ここで退室されるということになりますので、測定関係はここで最後ということになりますが、今日の議論等を踏まえて、両機関の方だけではなくて、ほかの機関の方も含めて、測定までのところで本日の議論等も踏まえて何か言っておきたい、確認しておきたいということがあれば、この機会に言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、両機関の方、ありがとうございました。

それでは、ここで一旦ちょっと休憩を入れて、再開をしたいと思います。

じゃあ、すみません。10分ちょっと休憩を入れまして、16時10分から再開をしたいと思っています。よろしくお願いします。

(休憩)

○鶴園安全管理調査官 16時10分になりましたので、後半のところを進めてまいりたいと思います。資料6について進めてまいりたいと思います。

資料6のところは、検査ガイドのところの危険時の措置と、それと業務の改善と、あと廃止措置に係るところでございますが、冒頭少し、一問一答に入る前に、業務の改善のところについて、幾らか共通的な御質問等々もありましたので、これは業務の改善に関する理解といいましょうか、そういったものを少し、将来的にこれはガイドをセットするとき、FAQみたいなものとして解説的な記載等を加えようと思っているところでもありますので、その考え方みたいなものをここで少し、簡単に披瀝した上で、各団体の一問一答といったところに入っていきたいかと思えます。

まず、業務の改善のところでございますが、多くの御質問の中に、防護の最適化が業務の改善の一項目に位置づけられるんですよというところに関して、もう少し説明をとか、そういう御意見等々、あったところでございますが、少なくとも法律の解釈上は、放射線防護の最適化に係る活動というのは、令和元年9月1日から施行されています法38条の4の1項目として、既に位置づけられてはいるところであると我々は認識はしてまして、このガイドの案によって、ややもすると、唐突に放射線防護の最適化が業務改善の一アイテムとして新たに加わったかのように見えるところがあるところが、やや疑問を呼んでいるところだと思えますが、新たにこれを加えようという趣旨ではなくて、もともと非常に緩やかな、業務の改善という概念自体が割に緩やかな、広い概念でございますので、その中には、法令解釈上は既に入っているものですよということで、それを今回ガイドに書くことで、明確化したということであって、新たに加えるという趣旨ではないというところがございます。

また、業務の改善といえますのは、施設基準とか行為基準のような義務基準みたいなものとは、やや大きく異なっているものがございますので、事業所の実態に応じて、より一層、安全性を確実なものにするために、自主的にでありますとか、継続的にやる活動であって放射線障害防止に役立つ、そういった活動を広く含む概念でありますから、こういった緩やかな概念に該当するものであれば、業務の改善の中には、割に広い、薄く広い活動が含

まれ得るところでございます。

防護の最適化とは、線量限度を守っている現状の下であっても、なお合理的に達成する可能性がもちろんないといけないと思うんですが、それができる限りにおいて、線量を低減させようとする自主的な活動をいうものでございますので、これに相当する何らかの活動が継続をされていれば、それで足りるものだというふうに考えておきまして、よって、従来ほとんどの使用者等が、安全向上に向けて何らかの日常的に行っている既存の自主的な活動というのはいろいろあるんだと思うんですが、そういったものの中にも、既に業務の改善でございますとか、防護の最適化といったものに向けた活動に該当するものというのは、少なからず入っているのではないかなというような、そういった理解はしておるところでございます。

そういった理解を前提に、業務の改善の1項目として、防護の最適化に向けた取組が実施されていることを確認すべく、立入検査ガイドの中に、その検査対象事項及び検査手法を定めるというのは、本年の1月とか3月の原子力規制委員会の中でも、IAEAのIRRSのフォローアップミッションなどによって指摘をされたことへの一つの対処方針としても、打出しているところございまして、こういった背景事情等々を少し、ガイドを最終まとめをするときに、FAQのようなものに解説的な文章として加えるということ、将来的には考えているところでございます。

以上、ちょっと総論的に業務改善のところについてお述べしましたが、引き続きちょっと、各団体からの御意見のところでも繰返し述べるところはあるかもしれませんが、回答をしまいたいと思います。

まず、日本アイソトープ協会から頂戴していますところの1番の御意見といったところで、ここも先ほど申したとおりでして、業務の改善の基準が示されていませんねとか、一部の使用者に過度な負担がかからないようにというようなお話でございますが、先ほど申しましたところの文章を付け加えるというような形で、対処はしたいと思っております、例えば、法律38条の4に定める業務の改善とはどんな概念かとか、その本ガイドに具体的に例示された以外のやり方でも、業務の改善というのは進めることというのは認められるとも思うのだがどうかとかですね。そういった間を設定して、ほかのものでもできますよとか、割に広く業務の改善というのは認められる余地のある、普通の義務規定とは大分性格を異にしている規定ですよというのが分かるような形の記載を、ただ、本体の中、本文の中に入れるとちょっと、なかなかバランスがよくないので、解説的な文章を、例えばガ

イドの後ろのほうに、巻末のほうに入れていくというような形のやり方を、対処としては考えておるところでございます。

取りあえずアイソトープ協会の質問に対する回答というのは、こんな感じでございますが、アイソトープ協会さん、どんな感じでしょうか。

○松井氏 日本アイソトープ協会の松井でございます。

御回答ありがとうございました。いろいろちょっと、分かりにくい部分はありますので、業務改善の概念、例示等で解説をしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○鶴園安全管理調査官 承知しました。

そのアイソトープ協会以外の団体の方で、このところの先ほどの御意見のところに関するところで、何か追加補足的な、他団体で何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

ないようであれば、次へ進みます。次は、放射線安全管理学会のところでございますが、ここも1番のところ、ここは同じような業務改善の中に、防護の最適化が含まれる理由をというような話ですので、ここも冒頭少し、時間をかけて口頭で御説明しましたが、そういったものをこれへの対応もFAQの中に、例えば業務の改善の中にも放射線防護の最適化も含まれるんですかとか、含まれる理由はこれは何ですかとか、そんな感じの間を起こして、それに対する答えを書いていくような、そんな感じの解説的なものというのを考えているところでございます。

次の2番目のところでございますが、このところは、要するに、例示として記載されているものが何か、事実上検査の段階において義務化されているような誤解を生じるとよろしくないのではという、そういう御懸念だと思いますので、そのところは首肯できるところでございますので、あくまで適切なものの一例であるということが分かるように、貴学会からの修正の一例なども示していただいているところなんですね。なので、それを踏まえて、この部分は概ね拝承させていただいて、その趣旨が反映されるように、書き方を修正するという、そういう方向で持っていきたいと思っているところでございます。

では、次、3番ですね。

○笠原上席放射線安全審査官 3番について、規制庁、笠原です。

御質問のほうは、用語の定義に関する御指摘ということと理解しておりますが、そもそもRI法令が、その時々に応じた同じ用語であっても、この範囲については含まないであ

ったり、微妙に法令定義自体が揺れる部分があるというところの中で、ある目的に向けてつくったガイドの中も、それに応じた用語の定義などを要しているというところで、用語の定義自体、完全統一というのが非常に難しいということがまず前提になっているということを、ここは御理解いただきたいなというところでございます。

ちなみに、分かりづらいとお伝えいただいているこのハの部分ですね。定義につきましては、端的に言ってしまうと、届出販売業者、賃貸業者、このうち表示付認証機器等のみを販売・賃貸する者、あるいは表示付認証機器届出使用者、廃止措置中の許可取消使用者等が含まれるというところでございますというところで、定義につきましては、これまでも意見聴取をやっている中の御説明が、各パートパートごとに分解して説明してきているところもでございますので、これを最終的に組み上げた状態で用語のバランスというものは再度確認した上で、バランスを見て推敲するということにはしていきたいと考えております。

なお、御指摘のロが抜けているのではないかとということにつきましては、イの次はハではなくロの誤記でございましたので、この点、修正したいと思います。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、4番目の御意見についてですが、ここも防護の最適化のところの話で、線量限度と同じような趣旨の規定ではないんで誤解を生まないようにという、そういう御趣旨というふうに思いますので、趣旨については、そのとおりだというふうに考えておまして、ここも、先ほどの、一番初めの貴学会の意見、意見1の所で述べたように、FAQを加筆するなどにより対処したいと思います。

ちなみに、線量低減の合理的な低減の可能性の有無を考慮せずに、ただ単に低減が見られないことのみをもって、業務の改善ができていないなどというような判断に至らないようにするためというところが必要なんだろうなという認識は、当庁としてもしているところでありまして、ガイドラインの40ページ辺りの記載のところには、我々としてもそういった趣旨の話は、一応、記載はしてあるというところは御理解いただきたくてですね。例えば40ページの中ほどなどに、これは強制されてやるような、強制義務的に担保するというものではなくて、自主的な活動ですよというような記載を入れてあったりとかしているわけです。

あとは、線量限度以下であって合理的に低減させる現実的な方法が見出しがたい場合は、従来活動を継続的に維持することだけで足りるよというようなことを、43ページなんかに記載はしてあります。

あと、合理的に達成可能な改善を目指した活動ができているかという、その継続的なプ

ロセスを見る。結果ばかり見るような話ではなくてといったようなところも、44ページなんかにも記載してはあるところではありますので、ここで指摘された部分（40ページ）の記載は、このままというような形にしますが、貴学会への御意見への対処というのは、先ほど申しましたように、意見1への加筆のようなところで、FAQのようなところでちょっと対処していくというような形にしようかなというようなところで、考えているところでございます。

次は、5番目です。

○星放射線規制専門職 原子力規制庁の星でございます。

5番目について、御意見の内容が「廃止措置計画に記載した措置の実施の確認に係る通知」、これは資料2の最後の様式の部分ですが、これは、その検査ガイドに記載する内容としては不適切ではないかという御指摘ですが、経緯としましては、廃止措置計画に記載した措置の実施について、書面ないし立入検査を通じて確認した際、これまでは使用者等に対して、確認した旨の通知はしてこなかったんですが、この点についてIAEAのIRRSミッションにおいて、その旨の文書を発出する手続を定めることを検討するよという勧告がなされたところなんです。

これを受けまして、同勧告への対処方針について、廃止措置報告を確認した結果、その内容が適切であると。これは立入検査において確認した内容が適切であるということも含まれますが、それを確認した旨の連絡文書を発出する旨、原子力規制委員会に報告をし、整理されたところなんです。

立入検査ガイドへの発出文書様式の掲載は、この方針を踏まえたものになります。なお、当該ガイドは、直接的には、我々、庁内の検査官向けに、検査すべき事項であったりとか内容のほか、検査内容に関係する必要な手順、手続について示すための内規として編集していること。

さらに、実際に廃止措置計画に記載した措置の実施の確認を、立入検査において行う場合があること。この2点から、このような様式をさきに述べました委員会において報告、整理された方針に沿って、最終的には委員会決定を受けることにより完成される本ガイドの中に記載する編集方針に、特段不適切な点はないと考えており、原案のとおりとさせていただきます。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、6番のところでございますが、6番のところは、一部記載を修正して対応はしたいと考えておるところですが、ただICRPは国際機関ではないの

で、このIAEAだか何かの文書を根拠として用いるべきではないかというところに関しましては、ALARAいわゆる防護の最適化の原則の考え方それ自体を発表していますのは、ICRPということでありまして、これを紹介する際において、ICRPを引用するということは自然であり、かつ、実際に当委員会の文書などにおいても、そのような紹介を幅広く行われているところではありますので、ICRPというのを引きながらというところは維持させていただきたいというふうに考えているところではございます。

ただ、別の団体からもちょっと、御指摘を受けているところですが、「2007年勧告」というようなところを引用しているところに関しては、何年勧告というのをあえて引用する必要があるかどうかといったところを考えてみたときに、何年勧告というようなところを明示して、あたかも何か線量限度の取り入れと同じような感じの印象を与えるような誤解を助長する必要は、ないこと、また、ALARAのこの理念が示されたのは、ICRPの1977年ぐらゐの勧告にまで遡ってくるかと思いますが、それ以降、この考え方自体は、90年勧告や2007年勧告を通じて変化もございませんので、よって「2007年勧告」と書いているところまでは、書かないようにして、ICRPによって、こういったALARAの考え方というのが示されていますよというのを述べるような表記の仕方に修正する方向で、考えてみたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、7番のところですが、ここも業務の改善が過度の負担にならないような配慮をというところではあります、ここも御意見の趣旨としては、我々としても同じような理解にあるというところではあります、ただ、この40ページのところに関するこの一層の充実という記載、それ自体は、新たに過度の負担を何か強いることを意図したといったものではなくて、このところは、業務の改善に係る事項を予防規程にまで記載して届け出る義務を負っている特定許可使用者と、許可廃棄業者と、そうでない人との相対的な対比において、「一層の」というような文言の使い方をさせていただいているだけでございますので、過度の負担を負わせるというような趣旨で書いているものではありません。

この過度の負担をもたらさないようにというところは、先ほど申しましたように、当方も認識はしているところでございまして、もちろん検査においてもこのような周知は図ってまいりたいというふうに考えているところではございますが、現在の文案の中でも、例えば、ガイドラインの43ページの②のイのA-1には、線量をこれ以上合理的に低減する現実的な方法は見出しがたい者が、現状を維持していてもそのこと自体を業務の改善にならないなどというものではありませんよとあって、例として示したりとか、あと、ガイド案



の44ページの7行目当たりにも、費用の過度な増加等というのはメリット、デメリットと  
いうのをちょっとプラス・マイナスで考えるときに、いわゆるデメリット要素として考慮  
すべき要素のうちの一つにはなるんですよというような形で、一応、例示はさせていただ  
いているところではありますので、この記載自体は原案どおりといたしますが、または  
検査によってはこういった検査の際の周知には努めていくというようなことを考えている  
ところでございます。

あと、8番のところ、業務改善の計画立案のところ、医療に関しては利害関係者の関  
与は特に重要になるというところでございますが、これも医療におけるところの一つの考  
慮要素として、業務の改善をやっていく要素として考慮すべき要素の一つというふうに思  
います。特に、メリット、デメリットなんかのバランスを考慮するところで考慮するべき  
ものだと思いますので、例示として追記させていただくような形で対処させていただきた  
いというふうに考えているところでございます。

9番。

○笠原上席放射線安全審査官 規制庁、笠原です。

9番については、規則26条第1項第1号及び第2号の廃止措置の実施に係る部分の輸出、譲  
渡、返還の項目について、加速器の輸出に係る御質問ということかと存じますが、まず、  
前提として規則26条第1項第1号及び第2号につきましては、放射性同位元素に係る規定で  
ございますので、加速器を含む発生装置の記載ではございませんということで、ガイドに  
つきましては、原案のとおりとさせていただきます。

なお、加速器を含む放射線発生装置の関係では、放射性汚染物に関して廃止措置を行う  
場合は、事業所等そのものを譲り受ける許可使用者若しくは許可廃棄業者への譲渡、また  
は廃棄、そのいずれかということ義務付けているところでございますが、これは規則26  
条第1項第5号でございますが、他方で、いわゆる廃止措置中の中で、この放射性汚染物、  
これはいわゆる放射化物が廃止措置の関係だと該当するかと思いますけども、これに該当  
しない部分の輸出というものについては、規定が輸出を不可としてきてはいないので、こ  
ちらは輸出の不可ということではございません。

輸出の関係では、規制庁が判断するものでございませぬ。恐らく経産省だと思われま  
すが、そちらが輸出の可否を決めるというものでございまして、さらに、なおでございま  
すけれども、この廃止措置に関係しない部分、現に使用している等の放射線発生装置、こ  
れは放射線発生装置の中でも使用中、放射化物と判断される部分もございませぬが、そこも含

めて輸出するといった場合について、こちらは経産省の輸出の判断になるということかと存じます。

続いて、10番でございますが、こちらは御指摘の趣旨は、使用者等はいろいろな事業所の状況というのもあると思います。こういった状況を踏まえまして、放射線障害のおそれのある場合というところは、しっかり定量的などにより明確にして、あるいは御指摘のような国際基準の文書等も参考にして、あらかじめ明確にしていくということかと存じますが。

まず、放射線障害のおそれのある場合、直ちに応急の措置を行う義務というところは、おっしゃるとおり事業所の状況というところで、表示付認証器等の届出使用者等、全て含む、使用者に課されるということとこととありますが、これを講じるに当たりまして、事業所の状況ということで、例えば規模の大きい使用者、あるいは小規模でやっている使用者という、そういった状況がございます。

そういったところを踏まえまして、現時点の法令上におきましても、ある一定規模の、規模の大きい一部の使用者ということで、いわゆる危険時の事前対策を求めているような事業者に対しては、ただ単に応急の措置、危険時の措置を講じろというだけではなく、それに必要な事前の対策というものを予防規程に定め、届け出るということを義務付けており、さらにこの予防規程ガイドの中で、事前の対策ということで、例えば施設の状況を踏まえて、想定される事象ごとに判断基準、あるいは措置の手順、必要な機器等を備えるように例示しているというところがございます。

そういった背景を考えますと、まさに事業所の状況に応じたレベルで事前対策、応急の措置という部分について、ある一定の定量的記載や対処方針の明確化というところは、反映していることかなというふうに理解しております。

○鶴園安全管理調査官 安全管理学会からいただいた10の意見については、以上のような形になります。

これにつきまして、まずは、じゃあ、安全管理学会のほうから、いかがでしょうか。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣です。

御説明ありがとうございます。理解いたしましたので、追加などございません。

○鶴園安全管理調査官 ありがとうございます。

ほかの団体におかれまして、先ほど安全管理学会のところについて述べました部分につきまして、何かありますでしょうか。

まずは、大学等放射線施設協議会。

○萩原氏 大学等放射線施設協議会の萩原です。

ガイドの内容との関係ないところで、よく分からなかったのですが、加速器、例えば放射化物の輸出に関して、これは経産省が判断いたしますということでしたが、実際、放射化物の払出しという手続が日本の法令でされるわけですが、実際、海外に行ったときは、それを海外の法令には放射化物というものはないので、ラジオアクティブマテリアルとか、クリアランス以上のものをという、放射性同位元素か否かということしかないですけども、そういった、すなわち放射化物という概念が海外に行った際に変わるわけですけども、そういったものであっても、これは経産省が判断するというような感じというふうに理解してよろしいでしょうか。

○笠原上席放射線安全審査官 あくまで、RI法は国内規制ということで敷かれているというところで、明確に使用中のRIの輸出に関する規定というのは、いわゆる発生装置ではなくて、放射性同位元素というところに規定しているというところがございますので、明確になっていない部分の、完全に輸出する、しないというところは、税関の判断になりますし、それを所管する経済産業省の判断というところになるかと存じます。

○萩原氏 ありがとうございます。すなわち、例えば我々日本の法令では、これはどういったものと考えればよろしいんですか。放射化物と扱えばよろしいのか、放射性同位元素ではないと思うんですけど、放射化物として扱って、払い出して問題ないということですか。すみません、ちょっとよく理解できていなくて、すみません。

○笠原上席放射線安全審査官 そこも経産省に御判断いただいて、区分がどこに該当するか御判断いただくと。もしかしたら、経産省がこちらに相談があるかもしれませんが、原則は経産省が分類する区分のどこに当てはめるかは経産省が判断すると、そういうことになります。

あと、もし可能であれば、これは一般論のお問合せですので、この場ではなく、また追って御相談いただければと思いますがいかがでしょうか。

○萩原氏 承知しました。ちょっとこの場にふさわしくないかもしれませんが、ありがとうございます。

○鶴園安全管理調査官 ほかの団体、ありますでしょうか。大丈夫ですか。

なければ、では、次に。

谷さん。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

今の3ページの8番のところですけども、医療に関しての報告で医療では利害関係者の関与が特に重要になるというところがあるんですが、それに対して踏まえ、例示として追記があるんですけど、ちょっとこの利害関係者の関与というイメージがよく分からないんですけども、どんなふうな例示をしていただけるんでしょう。

○鶴園安全管理調査官 このところは、具体的には、御提案いただいた団体（日本放射線安全管理学会）のほうに、今、詳細をちょっと聞いていくようなところになるかと思いますが、医療における利害関係者はどうしてもいろんな人々があると思いますが、その考慮することが線量の低減につながるような話もあれば、逆にそれにつながりにくいような考慮要素というのもあるんだと思うんですが、そういったもののメリットとデメリットとこのをバランスを考慮するようにやりましょうというのが必要な業務の改善でありますとか、特に防護の最適化のところなんかで必要になるようになっていきますので、そういったところを一つの例として加えるようなところを今のところは考えているところです。

○谷氏 ぜひ、分かりやすい例示をお願いします。

○鶴園安全管理調査官 はい、了解しました。

よろしいでしょうか。ほかの団体、ございますでしょうか、ないですか。

ないようでしたら、次のほうへ参っていきたいと思います。

○笠原上席放射線安全審査官 規制庁、笠原です。

続きまして、日本放射線技術学会からいただいたコメントについて御回答いたします。

まず1番ですが、こちら御質問の趣旨は、法では「遅滞なく」、規則では「直ちに」という表現の違いについての御指摘でございますが、ガイドとしては、原案のとおりといたします。内容としましては、法の場合、事象が発生した時点から遅滞なくでございまして、一方、規則のほうは、発生してそれを事象だと判断した時点から直ちにということで、遅滞なくと直ちにの起点が違うという違いがございますということで、元のとおりといたします。

2番につきましては、表現の適正化ということで、拝承したいと思います。

3番につきましては、予防規程ガイドラインの記載の考え方についてかと思いますが、指摘のような理解で問題ございません。ということで、予防規程ガイドは、認識いただいているとおり、記載例ということでございますので、御認識のとおりで問題ございません。

4番につきましては、危険時の緊急対応は、あらかじめ定められた手順のとおりにはい

かないということもあり得ますよねということに関する御指摘ということでございまして、御指摘は納得できるところでございますので、それを踏まえまして、指摘の趣旨ということで、あらかじめ定められた手順のとおりいかなかった場合などについては、その内容自体、変更した手順が適切であったかということを検証するような形で記載の変更としたいと思っております。

5番につきましては、表現の適正化ということで拝承でございます。

6番につきましては、先ほどの3番と同様でございまして、ガイドは一例なので、御指摘いただいた理解で問題ございません。

7番に関しても、表現ぶりの修正ということで拝承いたします。

8番につきましては、こちら先ほどの4番と同じような場合ということで、概ね拝承ということで、手順を変えた場合は、その妥当性を確認するという形としたいと思っております。

9番につきましては、こちら指摘のとおり予防規程も照らす必要があるということで、その旨の文言を追記したいと考えております。

10番、11番も記載の適正化、拝承でございます。

12番につきましても、先ほど申し上げたとおり、ガイドは一例ということで、指摘の理解で問題ございません。

13番につきましても、表現、記載の適正化、拝承でございます。

14番につきましては、指摘の趣旨として、立入検査の対象となった予防規程届出者の事業所等が予防規程の届出義務のない表示付認証機器届出使用者だという立場、両方の、届出あるいは許可等と両者の立場に立つということがあり得ますので、その場合につきましては、予防規程届出者として必要な法令報告のための体制・手順のみならず、表示付認証機器届出使用者としての立場もしっかり踏まえているという旨を記載したいと思っておりますので、この場合は、なお、予防規程届出者の事業所等が表示付認証機器等の届出義務のない事業所も兼ねている場合は、その場合の対応をしっかりしているかということをしっかり記載、明記したいと考えてございます。

15番につきましては、訂正ということで指摘いただき、ありがとうございます。拝承でございます。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、16番のところですが、ここは「記録が行われている場合は」という記載を我々のほうもガイドのところではしておりますが、記録がない場合に

確認ができないので、事実上、強制するような形の強い記載にしたかどうかというような、そういう趣旨の御意見ですが、ここは安全管理学会のほうから、2番目の意見でそれとは正反対の御意見というのを頂戴はしているところでございまして、ここは直接的には業務の改善に係る事項の指摘、記録をするということ、それ自体が義務付けられているとまでは読みにくいところはあって、一部の事業者だけについて予防規程ガイドの15-3のところを例示することによって記録を奨励しているというような構図を取っているものですから、よって、ここは記載の仕方としては全員に対する義務という形ではないので、「記録が行われている場合は」という記載を残させていただいて、ただ、第二段落の末尾のところを記録を作成していることは推奨されるという旨は記載しているところでございます。

次、17番のところでございますが、ここはガイドに対する意見ではないので、答えとしては、直接の回答としては原案のとおりという形になりますが、ここのところは30日問題のところを述べられておるんですが、ここはRI協会が許可証がないと引き取れないというようなことで苦労したことがあるというような話に関しまして、これはRI協会にもちょっと確認はしたところではございますが、廃止日から30日以内であるにもかかわらず、許可証を保有していないという事実をもって引受けを拒むという理由はないということで、拒絶する体制には、しておりませんよという話は確認はしておるところでございます。

廃止日に関しましては、業務停止＝廃止日というような運用までは、今の運用のところでも実態としてはしてはおりませんでして、全ての使用しなくなった時点で、直ちに廃止日としているような業務停止＝廃止日としている例もあれば、実際に使用者の地位を有したまま、実質的には廃止措置に相当するような行為、すなわちRI等の譲渡やら廃棄やら、汚染除去といった活動をやることのできるのをごさしまして、よって、事実上、全ての使用をやめた後に譲渡や廃棄行為などを全て終えた時点をもって、これを廃止日としている使用者等もあるわけでありまして、いずれの廃止届も有効なものとして、差し支えないものとして取扱いはしているところでございますので、ここで示されている御懸念というのは、現行の法令の中でも一定の幅の、いずれの日を廃止日とするかについての幅は許容できますんで、現行の法令の運用の中で合理的に対処できているものだというように考えているところでございます。

18番のところに、次、参ります。

○星放射線規制専門職 原子力規制庁の星でございます。

18番は、被ばくや汚染、健康診断の記録の保存、引渡しについて、95歳を過ぎた者の記

録について引渡し先の放射線影響協会に引渡しても、すぐに廃棄というのはちょっとおかしいんじゃないかという御意見ですが、御指摘のような事態が生じるのは、法令の定めている使用者等に課された記録の保存義務と放射線影響協会に課された保存義務の規定の内容が異なっているものによるものです。

これは、その本ガイドの修正による対処はできませんので、御意見については原案のとおりとさせていただければと思います。

次に、19番ですが、これは用語の統一を図るべきだということなので、拝承させていただければと思います。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 以上が、技術学会のところの御意見に対する回答というような形になりますが、まずは技術学会のほうから追加御意見等々、どうぞ。

○谷氏 日本放射線技術学会、谷です。

ほとんどお聞きいただいているので、特に意見というのはないんですけども、17番、18番に関しては、こういう経験があったということを御意見というか、会員からいただいた意見をそのまま載せさせていただいていますので、アイソトープ協会がそのようなことはないというふうなのであれば、今後はそういうことはなくなるかと思しますので、この辺の統一した運用というのをよろしく願います。

18番もそうですね、確かに法令が違うということは重々了解しております。

ただし、我々施設で保存する場合も永久保存ということを知っていますので、そこがちょっとできれば法令間の整合性を図っていただければということで書かせていただきました。ありがとうございます。では、よろしく願います。

○宮本安全規制管理官 原子力規制庁の宮本です。

今の17番、18番の内容の話なんですけれども、多分17番はこういう取扱いが何か問題あるかといったら、実は問題はこれではなくて、ただ、その運用がいろんなところでうまくいっていないことがあったということです。我々のほうでもこの辺は徹底したいと思えますし、その辺、不都合があれば言っていただければ関係者間で調整するというところで解決を図っていきなというふうに思っております。

18番目のところは、内容として言われていることは、そのとおりではあるというふうに思えますので、これで例えば95歳とか、そもそも95歳とか、亡くなったというようなことで対応するのが内容としては適切だろうというふうに考えますけれども、これは法令等の

規定になりますし、ほかとの関係もありますので、ちょっと今回のガイドでもできませんし、今後何か機会があるときに、その辺は対処したいなというのが考え方でございます。

○鶴園安全管理調査官 先ほどの箇所のところにおきまして、ほかの団体のほうから何か追加の御意見等々ございますでしょうか。ないですか。

なければ、次へ参りたいと思います。

○笠原上席放射線安全審査官 規制庁の笠原です。

続いて、日本非破壊検査工業会からいただいた御意見に対する御回答でございます。

こちらにつきましては、先ほど放射線技術学会からの御意見も同様でございますが、危険時の措置の関係では、手順のとおりいかない場合があるかということじゃないかという御指摘につきましては、その手順どおりにいかなかった場合は、その内容の妥当性等々その後の状況を振り返るということを加えるように修正したいと思います。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 非破壊検査工業会からの意見に対する回答は以上になりますが、まずは非破壊検査工業会のほうから、何かコメント等々ございますでしょうか。

○堀田氏 非破壊検査工業会の堀田です。

理解いたしました、ただ、これ、こちらから出した文書に誤字脱字があるので修正をお願いしたいと思います。

2行目のところの、「どのような事象が発生しも」になっていますが、「発生して」の「て」が抜けております。3行目ですが、「事象の分析し対応して行く」じゃなくて、「事象を分析し」「の」を「を」に変えていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○鶴園安全管理調査官 誤字の点は、もとより了解しております。

では、ほかの団体、特に何かございますでしょうか。この部分について、なければ、次へ参りたいと思います。

では、次へ参りたいと思います。

次は、日本放射性医薬品協会からの御意見でございます。1番は、防護の最適化の法令上の根拠（前段の意見）とか、ICRP2007を引いているところがいかがでしょうか（後段の意見）というようなところの話でございますが、ここのところも前段の御意見に関しましては、安全管理学会の意見に類似しているところがございますので、ここのところもFAQなどに解説なんかのところに業務の改善の中に放射線防護の最適化も含まれるのか、など



というような問いを設定しまして、それに対する回答、先ほど冒頭のところで少し長々御説明しましたが、それに対する回答を記載するなどの対処の仕方をして、ガイドの読者にとって理解しやすいものになるようにしていきたいというふうに考えております。

後段のICRP2007を引いているところはどうでしょうかといったところも、先ほど別の団体、安全管理学会の6番のところでも御説明はしましたが、あえて「2007年勧告」とまで書く必要がないので、ICRPにより、こういうALARAという考え方が示されていますよということを示すのみに修正をしたいかというように考えているところでございます。

続いて、2番目のところでございますが、このところは放射線防護の実施状況に係る立入検査の対象事項の例のところをいろいろ書いているんですが、こういったものの何か根拠となるようなものを示していただければというようなところでございまして、このところはいただいた意見の趣旨を踏まえまして、参考文献を示すような方向で対処をしたいというふうに考えていまして、なおかつ、ここに示しているのはあくまでも例示でありまして、このとおりのことをやらないといけないんだというものでもないんで、そのことも含めて記載するような形で解説のところを書くような形にしまして、概ね大体このガイドの原案のところを書いてございますように、業務改善に係ります組織体制手続の確立でございましてか、計画、実施、評価・検証をやって、最後、改善措置をやるという一つのいわゆるPDCAに近いようなサイクル、こういったものをしていくといったようなところは、概ね業務の改善について、既に参考になる資料としましては、予防規程ガイドの15-1から15-3なんかにおいても、一つの例示として示したりはしております、そのほかにもちょっと参考文献としてお示しする候補として考えているものとして、**「放射線防護の基本的な考え方の整理」**というのを原子力規制委員会放射線審議会のほうで**「放射線防護の基本的な考え方の整理」**というものを平成30年の1月にALARAの考え方について示した文献というのがあるんですが、そういったものの中からガイドラインの43ページから44ページ辺りというのは引用したりしているところもありますので、そういった資料を引用していますよというものを書いてみることを考えています。

そのほか、参考にしたものとして、炉規制法のRIの使用者等に近いものとしては、核燃料の使用者なんかが比較的、リスクの観点からすれば近いところがあると思うんですが、核燃料使用者の対象としては、保安活動に係る規則というのがありまして、そこでいろんな品質管理活動をしなさいといった規則がいろいろあるんですが、そういったものの内容なんかも参考にはさせていただいた上で、あとは放射線防護の専門家でございます、伴委

員の意見なんかも聞きながら、この原案というのは作成しているところでございます。

以上のように、先ほど、二、三申し上げたような文献なんかを示しながら、FAQないし脚注にそういった参考文献といったものを引用したり、出典元というのを記載するような形での記載の工夫というのをやってみたいかと考えているところでございます。

放射性医薬品協会からの意見については、以上になります。医薬品協会のほうから、先ほどの点について何か追加のコメント等々ございますでしょうか。

○中村氏 日本放射性医薬品協会の中村です。

御説明ありがとうございました。おっしゃっていただいた内容で対応いただければ、よろしいかと思えますので、よろしく願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 はい、了解いたしました。

では、ほかの団体の方々から、特にこの部分に関して、何かコメント等々ございますでしょうか。

ございませんか。なければ、では、次のところへ進んでいきたいと思えます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

続きまして、議題の4番としまして、審査ガイドに移りたいと思えます。こちら、資料3のガイド案に対しまして、各団体から事前にいただきました御意見を資料の7に取りまとめさせていただいておりますので、資料7に沿って進めさせていただきます。

資料7の1ページの掲載順から進めさせていただきます。

まずは、日本アイソトープ協会からいただきました御意見に対して、回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

日本アイソトープ協会からいただいた御意見は、一つでございます。こちらは、1番といたしまして18ページから19ページにわたって示してございます。標識の一覧の表の内容についての御意見でございます。

こちらのほう、私ども一部要約していると表記しましたのは、表中の法令の番号ですとか、年月日、こちらのほうを省略しております。要約というところでは、御指摘の部分は、確かに申し訳ございませんでした。必要な内容が脱落しておりましたので、修正をさせていただきたいと思えます。

回答につきましては、以上でございます。よろしく願いします。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本アイソトープ協会、松井さんのほうから、何かございますでしょうか。

○松井氏 日本アイソトープ協会の松井でございます。

御説明ありがとうございました。コメントはございません。

○立部放射線検査官 ありがとうございます。

規制庁、立部でございます。

他の団体の方からにつきまして、ちょっと時間も限られてございますので、まずは事前にいただいた御質問に対する回答を優先させていただきたいと思っております。一番最後に、まとめてお伺いさせていただきたいと思っております。

なので、続きまして、資料7の2ページになります。日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会からいただきました御意見に対して、御回答させていただきます。

失礼いたしました。日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会、田中様、こちらの音声、届いていますでしょうか。

○田中氏 はい、届いております。

○立部放射線検査官 すみません、じゃあ、続けさせていただきます。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇でございます。

まず、いただいた御意見の1番です。こちら、7ページ、気体状の放射性同位元素を使用しない施設については、天井に突起物、くぼみの少ない構造を求めるのは不適切という御意見でございます。

こちらのほうは、御意見の部分は突起物、くぼみについてを説明する箇所でございます。これについての私どもの審査における確認の視点というのは、次のページの1ポツの(1)に示すところでございます。 (御意見の部分は) 必要のないとか、そういったような旨を示したものではございませんので、こちらのほうは原案のとおりというふうに整理させていただきました。

続きまして、2番の御意見です。2番の御意見は、7ページ、フードやグローブボックスと排気設備への接続ダクトにおける排気管ですとか、流しから排水設備への接続管における配水管はダクトであるとか、突起物であるとか、そういったようなものに該当しないということを示すべきという御意見と理解いたしました。

こちらの御意見に対しましては、本ガイドラインにおきましては作業室の構造として、先ほどの1番で申し上げたように、不必要な突起物及びくぼみが設けられていないという

ことが示されていることと、その視点を示してございまして、原案の表記で足りるのかなと私どもは判断させていただきましたので、こちらのほうは原案のとおりという形で整理をさせていただきます。

3番の御意見でございますが、9ページ、こちらで示すべき主題は、除染が困難でないことであって、汚染されるおそれのある部分の面積を最小化するという表記は、的を射ていないのではないかと、削除してはどうかという御意見でございます。

こちらのほうは、若干、ちょっと言葉遊び的なような御説明になってしまうかもしれませんが、汚染される部分の面積が大きければ、御指摘のとおり、その除染はより困難なものとなります。

また、突起物やくぼみが少ない構造とすることは、汚染されるおそれのある部分の面積を少なくするということから、原案の表記とさせていただきます。したがって、こちらのほうは原案のとおりという形で整理をさせていただきます。

それから、4番の御意見でございます。こちら、16ページ、放射化物保管設備の容量について記載が求められてはいないのではないかとという御意見でございます。

こちらにつきましては、御意見の部分につきましては、審査における私どもの確認の視点を示したものでございます。これはどういうことかといいますと、例えば私どもの審査官は、申請書において備える容器の個数ですとか、放射化物保管設備の大きさ、あるいは容量といったようなものに著しい差異が認められるような場合には、これはどうしてですかというようなこと。

そういった気付きを持って、申請者に申請内容を確認するということから、上記のような視点を示したものでございまして、御懸念されるように、今まで求めていなかった基準を何か新たに設定しようとしているのかとか、そういったようなことを意図して書いたものではないと、あくまでも審査における視点をこのガイドで示したものであるということでございます。

回答につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会、田中様のほうから、何か追加的なコメントがありましたら、お願いいたします。

○田中氏 日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会の田中です。

御回答ありがとうございました。

御説明の内容で、趣旨としては異存ございませんが、特に4番に関しては、やはりもう少し具体的に記載していただいたほうがいいのではないかと存じます。

この書きぶりだけだと、ちょっと読むほうではお考えを十分理解できないような気がします。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

承知いたしました。御意見を踏まえまして、こちらのほうの記載につきましては、もう少し何か書き足すこと、あるいは表現を改めるところあるかどうか検討させていただきたいと思います。

○田中氏 よろしくお願いたします。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

では、続きまして、資料の3ページ、日本放射線安全管理学会からいただきました御意見に関して御回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 規制庁の宮脇でございます。

まず、1番の意見でございます。こちらは、4ページ、公共の安全確保の観点から、その火災による使用施設や、その周辺への影響を最小限と修正してはどうかという御意見でございます。

御意見の趣旨は理解いたしましたが、この御意見の趣旨は原案の表記でも私ども、含まれているものではないかなと考えておりますので、原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

それから、2番の御意見につきましては、7ページ、腐食防止についての御意見でございます。こちらは資料に示したような対応とさせていただきます。

続きまして、3番は、12ページ、排水設備への連結について、この項で述べるべきことは、連結状態までであって、冗長な表現は含まれているという御意見と理解いたしまして、こちらの御意見に対する対応につきましても、資料に示すような対応とさせていただきたいと思っております。

続きまして、4番は、14ページ、例示に関する表記が不統一で、かつ、適当でないという御意見でございます。こちらも資料に示すとおりの対応とさせていただきたいというふうに思います。

それから、5番でございます。5番につきましては、水防法に基づく対応や地震後の地下水増加に関することも示してはどうかという御意見でございますが、こちらのほうにつき

ましては、私ども、今、お示ししている確認の視点として示す原案において、つきましては、確認の視点として示す内容は原案にて十分なものとするものから、原案のとおりと整理させていただきました。

それから、6番につきましては、作業室内の平滑化についての御意見、また、その次の7番につきましては、作業室への汚染管理についての御意見で、いずれも当方の対応につきましては、資料に示すような整理とさせていただきます。

それから、続きまして、8番の意見でございます。こちらの御意見につきましては、御意見の趣旨は必ずしも明らかではなかったのですが、8ページ、排水設備のトラップについて審査における確認の視点を示したほうがよいのではないかという御意見と理解いたしました。この点につきましては、私どもといたしましては、排水設備に係る排水量におけるトラップですとか、あるいは集水枳というようなものの設置の可否でございますとか、排水路の屈曲部の構造の適否、よし悪しですね。等につきましては、放射線障害防止上の観点から懸念されるものとならないよう、申請者において適切な設計を行っていただいて、施工していただくべきものと考えてございまして、その辺のところにつきましては、私どももこのガイドで確認の視点は示す必要はないのかなということ、原案のとおりということ整理をさせていただきました。

それから、続きまして、9番でございます。9番は10ページ、有意な汚染への対応として、タイプ2エラーの制御の観点は示すべきという御意見でございます。

御意見の部分につきましては、こちらは汚染検査室における洗浄設備と汚染検査に必要な機材の区別の考え方について、説明を示している部分でございますので、ここの部分につきましては、御意見にあるような観点を含めてガイドに示すことまでは必要ないのかなと、私ども考えますので、こちらのほうも原案のとおりという形で整理をいたしました。

それから、続いて、10番は10ページ、汚染検査室に排水を滞留させる考え方も示すべきという御意見と理解いたしました。

御意見の趣旨、こちらもちよつとすみません、必ずしも明確ではなかったんですが、基準に適合しない施設を本ガイドで示すというのは、適当ではないと思いましたので、こちらのほうも原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

それから、11番、こちらは16ページ、放射化物を保管するということと、廃棄物を保管廃棄するということを区別する放射線防護上の利益を説明すべきであるということ。また、保管廃棄は、廃掃法との用語をあわせるべきという御意見と理解いたしました。

まず、前者のほうの区別する必要性につきましては、私どももっと形式的なことを考えてございまして、許可申請時における放射線施設の区分が異なる、具体的には放射化物保管設備は皆さん御承知のとおり、これは使用施設に該当いたしますし、保管廃棄設備ということでございますと、廃棄施設に区分されるという、それだけのためのものがございますので、御意見にあるような説明を付け加えるということは不要と私ども考えてございます。

また、保管廃棄につきましては、本法においても用いている用語でもございますので、用語なり意味合いを変えると混乱も生じますので、こちらのほうもあわせて原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

続きまして、12番でございます。こちら16ページ、ドラム缶の耐火性についてRI協会とドラム缶工業会との見解の整合性を図るべきという御意見でございますけれども、こちらのほうは資料に示すような整理とさせていただきました。

それから、13番の御意見、こちらは3ページ、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所について、例示を示すべきという御意見でございますが、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所につきましては、説明をガイドラインに示させていただきましたので、その例示というものにつきましては、私ども不要と考えてございますので、原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

それから、14番、同じく3ページ、周囲の状況について説明を示すべきだと、また、広範囲の広域図を要求され、法令を超える要求をなされているという御意見でございます。

申請書様式で記載を求めています周囲の状況というのは、申請に係る使用施設に例えば隣接ですとか、接続する区域の状況でございまして、こちらは特段の説明は要さないのかなと私ども考えているところでございます。

また、地図につきましては、こちらちょっとガイドの内容と離れますが、使用施設の設置場所の地理的な環境を確認するために添付を求めているものでございまして、これは法令要求を何か超えたものを求めているというものではないということは御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

以上のことを踏まえまして、こちらの御意見につきましても、原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

それから、15番の御意見でございますが、こちら3ページ、地盤に影響を及ぼす人の活動の有無というのはどういうものかという御意見でございます。

こちら、この文言以上に、特にかみ砕いて御説明すべき内容はなく、このとおりとしか申し上げようがないのですが、例えばその具体例としては、人為的な地形変更でございますとか、採石の作業ですね、採石場といったようなものなどが挙げられるのかなというふうに私ども考えてございます。

いずれにしても、審査における確認の視点としては、原案の表記にて十分な内容と考えるため、原案のとおりという形に整理をさせていただきました。

それから、16番、こちら3ページ、高低差ということが出てまいります、高低差の記載は求められていない事項であるという御意見と理解いたしました。

こちらは、資料に示すようなとおりでございます、特にこれも繰返しになりますが、審査の視点を示すものであって、例えばこういうものを視点として見ますよということを示しているだけであって、何か今までの規則の基準なり解釈を変更しようということを図しているものではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、17番、5ページ目でございますが、耐火構造や不燃材料については、国土交通大臣が認定したものはガイドに示すか、引用を示すべきという御意見と理解いたしました。

こちらのほうは、先ほどもちょっとお話し出しましたが、本ガイドの目的は、やはり審査における確認の視点というものを示すものであって、どういう内容のものであれば、審査に受かりますよ、許可になりますよといったようなものを具体的に例示するものではないということなので、その辺の内容は区別して、このガイドの中では書分けといいたいでしょうか、示す形としたいというふうに考えてございます。したがって、こちらのほうも原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

続きまして、18番、5ページ目、構造の耐火性については、建築物また居室についての基準であり、その他のもの、要するにこれらでないものについては、法令要求がないものなのに、記載があるのでないかという御意見と理解いたしました。

こちらのほうにつきましては、御承知かもしれませんが、申請書様式を後で御覧いただければと思うのですが、例えば様式の注の9とか、ほかにもございますけれども、建築物または居室に類似するものについては、建築物または居室の欄、当てはまる場所に適宜記載をしてくださいという注記が振ってございまして、いふならば建築物、あるいは居室以外のものにつきましても、申請書様式に一番近いところに記載してくださいということをお願ひしてございますので、これに対する確認の視点ということで、こちらのほ



うガイドの案ではお示しをしたつものものでございます。したがいまして、こちらのほうも原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

続きまして、19番、それと20番もそうでございますけれども、6ページ及び8ページにおける設置方法ですとか、施工場所、機能について、これもどういふことですかと例示を示すべきじゃないかという御意見でございます。

こちらも繰返しになりますが、御意見の部分は審査における確認の視点を示すものでございまして、特にこれについてまた例示というようなものは示す必要はないのではないかなと私ども考えてございますので、原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

それから、続きまして、21番、こちらは8ページ、誤字の指摘でございます。こちらは、資料に示す対応とさせていただきます。

それから、22番、10ページ、例示についての御意見ということでございます。こちら、資料に示すような対応とさせていただきます。

続いて、23番、12ページ、表現部分についての御意見でございます。こちら、資料に示すような対応とさせていただきます。

それから、24番、これも13ページの表現部分についての御意見でございます。こちら、資料示す対応とさせていただきます。

続いて、25番、13ページ、自主設備についてガイドに記載することは不適切であり、過剰な要求な御意見という形での御意見ですが、こちらも繰返しでございますけれども、これは要求とか、そういうものではなくて、審査における確認の視点というのを書き下したものであるというふうに、御理解をいただきたいということです。

それから、26番、こちら容量については、過剰な要求という、大変厳しい表現で御意見をいただいておりますけれども、同様でございます。

さらに、27番、こちらの16ページの大型物についても過剰な要求ということで、厳しい表現の御意見をいただいておりますが、私どもの趣旨といたしましては、こちらのほう、25番、26番、27番の御意見とも同様に、審査における視点を示すものだというところで、御理解をいただきたいということでございまして、原案のとおりという形で整理をさせていただきます。

それから、28番につきましては、17ページ、放射化物は固体がほとんどであり、不適切な表現という御意見でございます。こちらは、資料に示す対応とさせていただきます。

それから、29番、19ページ、放射化物の保管容器に係る標識についての御質問ということで、こちらは御質問ということなので、資料に示すような整理とさせていただきました。

それから、30番、こちらは標識の確認においては、規則2条1項第4号の書面だけを見れば足りるので、3号や5号の書面は見なくてもよいのではないかという、余計なものを見ているんじゃないかという御意見と理解いたしました。私どものほうは、審査においてはこちらに示すようになるべく様々な書類を照査して見るべきという観点から、示したものだということで、こちらは資料に示すような対応整理とさせていただきます。

それから、31番の御意見、こちらは21ページ、前者と後者の示す場所が分かりにくいということでございます。こちら、ちょっとすみません、御説明にしかかっておりませんが、資料に示すような対応とさせていただきます。

それから、32番につきましては、21ページ、表現ぶりについての御意見ということでございます。こちらも資料に示すような対応とさせていただきます。

それから、33番、21ページ、随時移動について説明が不十分という、こちら大変厳しい御意見でございますけれども、こちらにつきましては、資料に示すような御対応ということでさせていただきます。

それから、34番、こちらは下限数量の取扱いと云々の御質問ということでございますので、こちらのほうも資料に示すような整理をさせていただきました。

同様に、35番、こちらは、原子力規制委員会における私の発言だと思いますけれども、これについての御意見でございますが、こちらも資料に示すような整理とさせていただきました。

回答につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本放射線安全管理学会、桧垣様から、何か追加でございましたらお願いいたします。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣です。

御説明ありがとうございました。特段、意見ございませんけれども、ガイドラインがやはり審査における確認の視点を示すものであって、新たな規制だけを示すものでないということが理解できましたので、引き続きよろしく申し上げますということです。ありがとうございました。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

では、続きまして、資料7、10ページ、日本放射線技術学会からいただきました御意見に対して回答させていただきます。

○谷氏 質問があるんですけど。

○立部放射線検査官 では、お願いします。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

先ほどの安全管理学会の御質問の中の5番なんですけども、水防法に基づく対応と整合性を取るのではないかということで、御回答は原案のとおりということで、そこは考慮していないということというふうに理解したんですけども、これもちょっと集められた意見の中にもあったんですが、ハザードマップの提出を求められるという施設があるようです。

ハザードマップは、この水防法の下でつくられているのかなと思うんですけども、提出したハザードマップをもって許可される、されないというふうな判断基準になってきているのでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

これを添付いただいている場合には、当然、参考にさせていただいてございますし、ただ、添付がされていないと許可にならないという運用にはしていないというふうに私は理解してございます。

以上です。

○谷氏 分かりました。ありがとうございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

では、資料7の10ページですね、日本放射線技術学会からいただきました御意見に対して回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

まず、1番の御意見でございますが、こちら3ページ周囲の状況を示す図について例示してほしいという御意見でございます。

こちらのほうは、使用施設の周囲の状況を把握するために必要な範囲というのは、今の御質問もあったかと思えますけども、申請に係る使用施設の立地場所の状況等によって異なってくるため、一律にどの範囲だということを審査における確認の視点として示すことは困難でございますので、示すことができませんので、こちらのほうは原案のとおりと整理させていただきました。

それから、2番の御意見、こちらは先ほどの放射線安全管理学会の15番の意見と同じと

いう形で整理をさせていただきました。

それから、3番の御意見、こちらは3ページ、周辺というのはどこまでと言うのが分からないという御意見と理解いたしました。こちら周辺につきましては、当然のことで具体的な定義は別に法令上はございませんけれども、例えば浸水における影響を検討する際には一般的には申請に係わる使用施設を中心として、およそ数kmの範囲内を検討するものと考えます。

ただ、これも万能というか、絶対ということではなくて、当然、その地理的な環境によって、もっと狭い範囲、あるいは広い範囲といったようなものを考慮する場合もあるのではないかというふうに思います。

そういう意味で、先ほども申し上げました一律ではないということでございます。また、地崩れによる影響を検討する際には、一般的には申請に係る使用施設に隣接、または接続する区域を検討するものと考えてございます。

そういうことで、御意見の箇所につきましては、これも先ほど来からの繰返しになりますが、審査における確認の視点を示すものでございますから、こちらのこの部分の記載につきましては、原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

それから、4番の御意見に移ります。4番は、7ページ、自己完結型の安全キャビネットに関する御質問、あるいは排気設備への間接の排気についての確認の視点を示すべきではないかという御意見と理解いたしました。

まず、御意見の安全キャビネットにつきましては、完全独立型ということになりますと、いわゆるフード、グローブボックスと類と同じ分類にされるかどうかといったようなことも点検というか、確認も必要になるかと思しますので、当該設備からの排気の有無ですとか、あるいは排気がある場合には、その排気をRIの排気設備に導く必要があるのか、ないのかといったようなことを個別に検討して、あるいは審査においても、そういった点を確認させていただく必要があるのかなという、これは一般的な答弁になりますが、そういうふうに思っております。

なお、御意見の間接接続につきましては、使用施設に関しては、そういうようなものの例というのがどれぐらいあるのかなといったことも見極めて、書き足すのかどうかということについては、ちょっと検討させていただきたいということでございまして、そのようなことを踏まえまして、一応、こちらのほうでは原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

それから、5番の御意見に移ります。こちら、7ページ、使用の場所の記載との対応というのはどこを指すのかという御意見で、こちらは御意見の趣旨は必ずしも明確ではないのですが、この使用の場所というのは、申請書様式における当該欄の記載との対応ということをお示ししたつものものでございまして、すみません、どこを修正したらよろしいのかと、いま一つよく分からなかったのですが、そういうことで、取りあえずのところは原案のとおりということで、こちらのほうは整理をさせていただきました。

それから、6番の御意見、こちらは8ページ、排水設備の表現に関する御意見と理解いたしました。こちらの排水設備につきましては、私どもの法令における用語で同義、こちらの定義は規則の第1条の第6号にございますけれども、ものとしているため、原案のとおりという形に整理をさせていただきました。

同様に、7番につきましては、排気設備ということに同様の御指摘でございまして、こちらも定義は規則の第1条の第5号にあるものでございますから、この用例に従っているということで、原案のとおりというふうにさせていただきました。

それから、8番の御意見は8ページの誤字の御指摘でございましたので、資料に示す対応とさせていただきます。

9番の御意見、こちら9ページ、表現ぶりについての御指摘でございまして、こちらも資料に示した対応とさせていただきます。

それから、10番の御意見でございます。汚染検査室においては、持出し物品を検査するための役割があり、これに対する確認の視点を追加すべきではないかという御意見と理解いたしました。

本ガイド案につきましては、これも先ほど来から繰返しになりますが、法令が施設基準として掲げる事項ごとに審査における確認の視点を示しているものでございまして、御指摘の旨につきましては、施設基準において明確な事項がないため、どういう確認の視点を示したらいいのかなというのがちょっと思いつきませんでしたので、原案のとおりとしたというふうに整理したものでございます。

基準にないことを示すと、また、法令要求以外のことを求めているのかという、別の御指摘もいただきそうなので、そういうことも併せてこちらのほうは原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

それから、11番でございます。11番は14ページ、規則14条の7第6項の例外規定を適用する場合、どのような線量評価をしたらよいのか示してほしいと。また、この場合、インタ

一ロックは不要でよいのかという御意見です。

こちらにつきましては、線量評価の妥当性、どういうふうにやったらよろしいのかということにつきましては、その線量評価に妥当性につきましては、こちらは申請者が示すべきものと私ども考えてございます。

なお、当然のことながら、この14条の7の第6項に該当する場合には、インターロックを設ける必要はないという、これは規則の規定のとおりでございますので、そういう形でございます。したがって、こちらのほうは原案のとおりという形で整理をいたしました。

それから、12番の意見に移ります。こちらは、14ページ、本施設において室内に閉じ込められた者が脱出できるようにするための措置を講ずる旨が記載されていないので、不要ということなのかという御意見でございます。

こちらの御意見につきましては、先ほども申し上げましたが、本ガイド案では、法令に施設基準として掲げる事項ごとに審査における確認の視点を記しているものでございまして、御意見の措置につきましては、施設基準では明確な事項がございませんでしたので、私ども、確認の視点という形では特にテークノートしなかったわけでございますが、なお、こちらのほうは、御意見の措置は規則15条第1項第3号の2の規定、これはいわゆる使用の基準と言われるものでございますが、使用の行為基準に基づいて講じなければならないものでございまして、多分、御質問いただいた方は、これは御存じの上で、あえて御質問されているものと私は思いますが、本ガイドにおいて記述がないことをもって、当該措置を不要と御理解されるということは適切ではないので、是非その点については御理解いただきたいというふうに思います。

それから、13番の御意見に移ります。13番は、15ページ、人が常時立ち入る出入口のないものについてインターロックは不要かという御意見につきましては、これは御質問ということで資料に示すような整理とさせていただきます。

それから、（14番、）15ページは、放射化物保管設備に係る表現部についての御意見でございまして、こちらも資料に示すような整理とさせていただきます。

15番の御意見につきましては、16ページ、脱字の御指摘で、こちらも資料に示すような対応とさせていただきます。

16番の御意見は、17ページ、放射化物の種類としては、何を記載するのかという御意見でございますが、すみません、こちらのほうも放射化物の種類というのは、文言のとおりでございまして、どのようなものかということに記載されているかどうかということ

を確認するという確認の視点として示したまでのものがございます。

何か特別に新しいことを記載をしてもらおうということを求めたものではございません。なお、これも先ほどちょっと出てまいりましたが、再使用する放射化物は実際には固体状のものにほぼ限定されるものと、私どもも考えてございますが、法令では、そのほか液体、気体である場合も考慮した規定ぶりとなっているものですから、ガイドにおきましては、これに合わせた表記とさせていただきます。

よって、こちらの部分につきましては、原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

それから、17番の御意見、こちらは17ページ、放射化物についての御質問、あるいは最後でございますが、18番、失礼しました、17番につきましては、資料に示したような整理とさせていただきます。

そして、18番の御意見につきましては、こちらは安全管理学会の28番と同じという形で整理をさせていただきました。

回答につきましては、以上でございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの意見を踏まえまして、日本放射線技術学会、谷様のほうから何か追加でございましたらお願いいたします。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

御回答ありがとうございました。ちょっと1点だけ教えていただきたいんですけども、インターロックは、線量評価1mSv/週以下を示せば、インターロックは不要という、11番ですけども、申し訳ない、これ、規則のどこを読めばそれが分かるのでしょうか、書かれているのでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

すみません、ちょっと、今、（手元に用意した法令集で該当の箇所が）開かないんですけども、この規則14条の7の第6項に、その旨が。

○谷氏 14条7第6項。「原子力規制委員会が定める数量以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用する室の出入口で人が通常出入りするもの」、ここですね。

○宮脇安全管理調査官 はい。

○谷氏 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合にその旨を自動的に表示する。自動的に表示する。これは。

○宮脇安全管理調査官 それで、こちら放射線発生装置を使用する室につきましては、原則立ち入らないというのが通常の実扱いになろうかと思いますが、発生装置そのものが強力に遮蔽されているとか、そういったような場合については、不要であるという、そういう例外規定を設けてございます。

○谷氏 その例外規定というのは、どこを読めばいいんですか。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

規則14条の7第6項に示すとおり、使用する場合は、その旨を自動的に表示する装置を設けることというふうになっておりますので、それでもって、そうしない場合は要らないというふうなところでいかがでしょうか。

○谷氏 自動表示装置のことですね。インターロックは7ですかね。インターロックを設けることは7ですよ。

○立部放射線検査官 7号ですね。

○谷氏 そうですね。はい、すみません。

すみません、時間がかかりますので、改めてまたお聞きしたいと思います。ありがとうございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

では、続きまして、資料7の14ページ、日本非破壊検査工業会からいただきました御意見に対して回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

まず1番の御意見でございます。こちらは3ページ、どの程度のことを言うのか、また、地震や津波などの大災害が発生した場合も考慮しなければならないかという御質問でございます。

こちらは、程度というものにつきましては、こちらあまりこれ以上のかみ砕いた表現はないのですが、本ガイドの示すとおり、相当の程度ということでございます。

また、使用施設につきましては、こちら御案内かと思いますが、地震や津波による大災害が発生した場合を考慮すべき施設基準というのは、RI法におきましてはございませんという、そういうことでございます。したがって、こちらのほうにつきましては、原案のとおりという形で整理をさせていただきました。

それから、御意見の2番、それから3番は、4ページ、建築物、または居室への当てはめについての御意見というふうに理解いたしました。



2番及び3番とも本ガイド案につきましては、一般的な整理の考え方をこちらのガイドへ示しているものでございまして、申請における実務におきましては、御意見にございますように、建築物なのか居室なのかという具体の当てはめは、その使用施設の実態に即して、いずれか適当と考えられるものに区分していただくということで対応してございますので、一応、ガイドにおける書きぶりはこのままとおりということで、原案のとおりということで整理をさせていただきました。

それから、4番でございます。4番は、自動表示装置についての御質問ということでございましたので、こちらは資料に示すような整理とさせていただきました。

同様に、5番の御意見につきましても、使用施設に係る出入口についての御質問ということでございましたので、資料に示すような整理とさせていただきました。

以上でございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本非破壊検査工業会の堀田様、何か追加のコメントありましたらお願いいたします。

○堀田氏 日本非破壊検査工業会の堀田でございます。

説明ありがとうございます。概ね理解いたしました。

実態に即してやるということで、申請のときに拝見させていただきます。

あと、4項のところなんですけど、自動表示装置で、使用中とか、照射中とかいうのを表示灯で出すというのは一般的なんですけど、例えば回転灯などで点灯すると、これを周囲の者に周知しておくということでもってですね、自動表示装置と考えて問題ないと解釈してよろしいでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁の宮脇でございます。

こちら、（御意見の内容が）御質問ということで、こういう整理をさせていただきましたが、今、おっしゃられたような対応の組合せにおいて、回転灯を表示するという事は、この自動表示装置に含まれるものと、適切なものというふうに判断されるのではないかと、いうふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○堀田氏 ありがとうございます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

それでは、続きまして、次の団体側の御意見に移りたいと思います。

資料7の15ページ、日本放射性医薬品協会からいただきました御意見に対して回答させていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁の宮脇でございます。

いただいた御意見は二つでございます。まず、1番でございますが、1番は11ページ、放射線業務従事者の動線云々という記載はあるけども、これは過剰な規制要求ではないかという御意見でございます。

こちら、やはり繰返しになりますが、御意見の部分につきましては審査における確認の視点を示したものでございまして、我々は図面の中に動線をかけたとか、そういうことを改めて求めようということではなくて、汚染検査室、まさにこちらの御意見にも書いていただいておりますように、汚染検査室の場所が図面等から判断いたしまして、皆さん、どこをどう出てくるのかなという観点から審査を行うということで、放射線業務従事者の動線を確認の視点として挙げているというだけでございますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思うのでございます。

また、同様に、2番の意見でございますけども、こちら12ページ、人員規模という表現ではなくて、他法令にもあるようなものを参考に、具体的な基準を示してはどうかという御意見でございますが、こちら繰返しになりますが、この審査ガイドでは、どういうことを書いてきたら合格、許可になりますということの基準なり、目安ということをガイドで示そうということではなくて、我々審査のときに、どういう観点を持ってここはやるのかと、こちらの人員規模というのが明らかにたくさんの方を抱えていらっしゃるのに極端に汚染検査室が狭隘であるとか、設備が少ない場合には、お尋ねしますよと、どうしてこれでよろしいんですかと、従事者はいっぱいいるけども、一度にたくさん入らないとか、いろいろそういう事情もあろうかと思っておりますので、そういったようなことを審査における確認の視点ということで掲げていると、そういうことで御理解をいただきたいと思っておりますので、こういう施設についてはこれぐらいの人数だったら許可になるんだよといったようなことをこのガイドで示そうとしているものではないということ、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

回答につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本放射性医薬品協会の中村様、何かコメントありましたらお願いいたします。

○中村氏 日本放射性医薬品協会の中村です。

御説明ありがとうございました。要件ではなくて、視点というか、見方というところで理解しましたので、ありがとうございました。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

以上で、事前にいただいた御質問に対しては、回答をさせていただきました。

資料7の16ページに、特に事前に御質問いただいていない団体の方で、何かこの場で御意見等ありましたらお願いいたします。

大学等放射線施設協議会、萩原様、お願いいたします。

○萩原氏 大学等放射線施設協議会の萩原です。

この審査ガイドの内容というわけではないんですが、ちょっと昨今の審査期間の長期化について、会員から意見がございましたので、お話しさせていただきます。

昨今、コロナ禍で規制庁さんも非常に大変な時期かと思われましますけども、どうも昨今の審査期間が概ね許可までは審査期間も3か月を優に超して、中には9か月、申請者側としてはささいな申請と思っているような申請が許可が下りるのに9か月かかるようなことがあるというふうに聞いております。

特に加速器の場合、共同利用施設とかでは限られた時間で学生を卒業させなきゃいけないとか、国際競争にさらされて、研究開発を進めなきゃいけないということで、なかなか審査期間も長いと大学等ではちょっと困る面があります。

さらに、実際、加速器というのは我々のほうで買ってくるものではなく、つくるものが多くて、安全装置を含めた装置の改良の機会というのが減少してしまうというのも重大な問題じゃないかというふうに指摘されています。

言いたいのは、加速器側としては、ぜひともグレーデッドアプローチ、国際的に言われている、一律に厳しく規制するのではなくて、段階的にグレーデッドアプローチというアプローチの仕方規制をしていただいて、新規申請ならまだしも、9か月かかるというのは納得できるのですが、変更許可申請におきましては、特に変更箇所もしくは法令が変わったところのみに焦点を当てていただいて、ぜひとも今回、審査ガイド等を利用して、申請する側もちゃんと理解して、そういう申請を出すとともに、ぜひとも審査期間の短縮をお願いしたいという意見がございますので、御報告させていただきます。

○宮本安全規制管理官 私、原子力規制庁の宮本です。

今、おっしゃられたように、背景を御理解いただいているようではございますけれども、実際にい

ろんな申請に以前より手間がかかるというか、時間がかかるというか、そういうことはございます。それが今、現状になっています。

我々としても、今、言われたようなところもありますし、特に御要望を言われているのが、今、大学も含まれますけれども、多くは医療利用とか、産業利用で使われているところも多いので、それは我々も社会的には必要だということは、当然、認識した上で、適正期間で審査をしていくということがあります。

今、御理解いただいていたように、こういうガイドとかをつくっていくということも一言で言えば、それに必要なところはやらなきゃいけないですけども、効率的にできるところはなるべく効率的にやりたいというふうに考えています。

そのように、やっていきますので、御理解よろしくお願ひしたいということと、我々の側にも今、言われたような御指摘を受けるような状況があるということは、確かにあるとは思っています。

ただ、それだけではなくて、申請者側にもこちら側の指摘に適切に対応してもらえないとか、時間がかかるとか、そういうこともありますので、その辺、お互いに立場が違いますから、内容としてバッティングするところは、これは徹底的にやるしかないんですけども、現実には起きているのは、そういうところではないところも結構ありますので、そういうところは協力して効率的にやっていきたいなというふうに思っています。

一言で言えば、我々も頑張りますし、申請者のほうも頑張ってくださいと、そういうこととお願ひしたいと思います。

○萩原氏 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひします。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほかの団体の皆様から、審査ガイドに関しまして何か御意見、特段、事前に出していただいた御意見に関するものでなくても構いませんので、何か審査ガイドに対して御意見等ありましたらお願ひいたします。

日本非破壊検査工業会の堀田様、よろしく、どうぞ。

○堀田氏 日本非破壊検査工業会の堀田でございます。

この審査ガイドを完成するのに、まだしばらくかかると思うんですが、完成した後は、一括してパブリックコメントにかけるやに聞いたような気がするんですが、それで間違いないのでしょうか。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

今、意見聴取、第3回を本日やらせていただいています、年度内に第4回を行う予定で  
ございます。そちらでもちまして、審査ガイド、検査ガイドも含めてなんですけど、一巡  
しまして、その後、正式なパブリックコメントをかける予定になっております。

以上です。

○堀田氏 ありがとうございます。ぜひ、解釈が異なることのないように、できれば詳  
しく記述していただいて、検査官の異なるごとに対応が異なるということのないように、  
ぜひお願いしたいし、受ける側としても参考にさせていただきたいと思います。よろしく  
お願いします。ありがとうございました。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

ほかの団体の方から、何かありますでしょうか。

ないようでしたら、これで審査ガイドに関する意見聴取の議題……。

○田中氏 放射線安全取扱部会の田中です。

手を挙げましたが、ちょっと御指名いただけなかったもので、発言よろしいでしょうか。

○立部放射線検査官 規制庁、立部です。

ちょっと今、画像が映っていなかったもので、申し訳ありません。どうぞ、お願いいたし  
ます。

○堀田氏 失礼しました。

ここの資料3の技術上の基準に関する審査ガイド、全般的に各団体の皆さんからの御意  
見を伺うと、やはり具体的な技術に関わる人が多いので、なかなか規制庁側も全てを網  
羅するような表現に苦しんでおられるような印象を受けます。私自身が放射化物に関して  
心配があったので、詳しい記述をお願いいたしました。

ほぼ全ての項目につきまして、御説明は新たな規制を追加するものではないですか、  
新たな負担を要求するものではないという御回答をいただいています、そのような趣旨  
のことは、このガイド全般的なところに含めるという工夫は可能でしょうか。御検討は可  
能でしょうか。

今日、我々が見たのは、技術的な施設のところばかりですので、その辺の書きっぷりは  
ちょっと確認はできないわけですし、もし検討が可能でしたらお願いできればと思います。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

こちらの審査ガイドにつきまして、もともとの考え方は審査基準を示すもの、審査の基  
準ですとか、解釈を示すものではなくて、我々が審査のときにどういう観点でいただいた

申請を見るのかということを示す。これは、あくまでも私ども内向き、審査官向きのドキュメントになりますが、逆に翻ってみると、これは申請される方々には申請書を出したらどういふところを聞かれるのかな、どういふ観点で見られるのかなといったようなことにも資するのではないのかと、そういう観点で示したものでございます。

当然、御要望の中には、もっと当てはめの考え方であるとか、こういう申請書を作るときの参考情報、いろいろ足すべき内容というのは、今後の課題としてはあるかもしれませんが、取りあえず一度に全てのものを一つの書物として表すことは不可能ですので、まずのところはこちらの審査ガイドで我々が審査でどういふ視点を持って審査するのかということに限定してお示しをというものであって、許可の基準であるとか、その解釈というものをすべからくこちらの項目で示すということについては、今は意図していないと、そういう整理でこちらのガイド案もお示ししているものと、そういうものでございます。

○田中氏 ありがとうございます。今日、お話をずっと伺うと、そのような御趣旨は理解できるのですが、実際、各事業所の皆さんがこのガイドだけを見て、そのようには理解できないかもしれないので、そういう規制庁の意図みたいなものも、どこか総則みたいなところに、もし入れることが可能でしたら、検討いただければと思います。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

まだ、こちらのちょっと前書きというものも、あまり立派なものを書けるかどうか分からないのですが、御意見も踏まえまして、もし何か前書きのようなものが、この全体案をまとめた段階で、今、このガイドの狙いであるとか、内容、そういったようなことにつきましては、書き示していくように、たしか一番最初的时候には、ちょっとその旨は少しは頭出し的には御紹介申し上げたかと思うんですが、先ほど立部からも申しあげましたように、4回意見聴取を実施することといたしますので、皆様方のこうした御意見とかやり取りも踏まえまして、さらに書き足してお示しできるようなことがあれば、適切なそれぞれの箇所にそういう内容を盛り込んでいきたいと、そのように考えてございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○田中氏 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○宮本安全規制管理官 原子力規制庁の宮本です。

今の話に、ちょっとざっくばらんなことを申し上げますと、これをどれぐらいやろうかなというところが大きな根本にあって、今までいろいろ御要望というか、御注文いただいているようなことの現状とかもあって、いろいろこういうガイドとかをつくっていきまし

ようということの取組をまずやりましょうということでもありますので、あまり逆に欲張ると、それがなかなかできなくなってしまうので、今の考えとしては、取りあえずは程々のところで、1回、こういうものをつくってみて、それを改良、改善していくという取組をやっていけばいいんじゃないかなと、大きくはそう考えています。

いずれ、今、ここで言うことでもないんですけども、例えば去年からセキュリティーなんかも始まっていますから、そういうもの少し軌道に乗ってきたら、例えばガイド化するとか、いろいろ安全研究とかもやっていますので、そういうものもある程度、まとまってきたらガイドとかに整理をするとか、今後も改良していく機会というのは、言ってみればずっとあるので、そんなところでいろいろ運用しながら気付いたところも改良していきたいなというふうに考えているというところがちょっとざっくりばらんなところでもあります。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

それでは、時間も迫ってまいりましたので、これで議題4の審査ガイドに関する意見聴取としては終わらせていただきたいと思います。

○鶴園安全管理調査官 それで、資料4から7までのところを全部終えたところになります。

これで、閉会という方向に持っていきたいと思いますが、本日、被規制者の各団体から率直な意見を聞く機会が得られたことは有意義なものだと我々どもも考えておるところです。

冒頭の繰返しに多少なりますが、公開意見聴取の中で口頭ないし書面によって出された意見、その他の意見で、本日、この場で概ねのものは回答しておりますが、回答しなかった留保などした意見につきましては、最終案の取りまとめのものを原子力規制委員会に諮る時点までに、取り込むかどうかの可否、要否といったものについて検討してまいりたいというように考えています。

今後につきましては、他の項目の案について、先ほども少し話が出ましたが、今年度中を目処に、あと1回、今回のような公開の意見聴取の場を持つ予定でございますが、したがって次回が最終回というような形で考えているところでございますが、次回、最終回の公開の意見聴取の実施をしまして、今回のようなウェブ会議とするかどうかはちょっと状況を見ながらということになりますが、従前と同じく出席を打診した各団体に出席を打診する際に併せてウェブ会議でやるかどうかという方法については、また連絡をさせていただきたいと考えておるところでございます。

なお、次回、最終回の意見聴取の後は、先ほども少し話が出ましたが、それまでに開催

しました4回分の意見聴取の内容を踏まえまして、原子力規制庁において、全体を取りまとめました審査ガイドと、あと検査ガイドと、あともう一つ、放射線障害予防規程ガイドの一部改正、この案を作成の上、原子力規制委員会に諮りまして了承を得た後に、いわゆるパブコメ案の了承を得た後にパブリックコメントに供すると、そういう形にする予定としておるところでございます。

本日は、お忙しい中、長い時間、御参加いただきまして、ありがとうございました。

これで、閉会といたします。

○宮本安全規制管理官 どうもありがとうございました。